(案)

第5期

高知県廃棄物処理計画(令和3年度~令和7年度)

令和2年12月

高知県林業振興 - 環境部

第1編 本編

第1章 計画策定にあたって	1
1.計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 計画期間と目標年度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 計画の対象とする廃棄物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章 一般廃棄物	3
1. 一般廃棄物の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 前回の計画目標の達成状況と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
3. 廃棄物発生量の見込み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
4. 廃棄物処理の広域化及び施設の集約化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第3章 産業廃棄物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
1. 産業廃棄物の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
2. 前回の計画目標の達成状況と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
3. 廃棄物排出量の見込み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
第4章 施策の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
1. 中長期的な廃棄物減量化の数値目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
2. 施策の基本方針と内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5章 計画を円滑に推進するための役割 ·······	52

第2編 資料編

資料編1. 一般廃棄物(県内各広域ブロックにおけるごみ処理の現状)

資料編2. 産業廃棄物

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国は、「循環型社会形成推進基本法」や各種リサイクル法の制定、排出事業者処理責任の強化や不適正処理への対策を主眼とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」の改正を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに資源として循環利用するための制度的な枠組みを整え、「循環型社会」への転換を図ってきました。

世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応が急務となる等、廃棄物をめぐる情勢は刻々と変化しており、今日的な状況変化に対応し、諸課題に対処するためにも、今後、循環型社会への転換をさらに進めるとともに、低炭素社会との統合についても配慮し、環境と経済成長とが両立する社会づくりにつなげていくことが求められています。

近年における環境への負荷を少なくする取組みとしては、持続可能な開発目標(SDGs)の推進、太陽光・風力発電等新エネルギー開発やこれらの利活用への取組み、グリーン購入の広がり、レジ袋有料化の取組み、県民への啓発と地域における美化活動等が行われていますが、少子高齢化をはじめ生産品目や消費サイクル等の廃棄物を取り巻く環境も変わってくるため、今後は、より一層廃棄物の排出を抑制し、エネルギー源としての活用を含めた適正な規模で資源を循環させることができる仕組みづくりを進める必要があります。

こうしたことから、廃棄物を取り巻く情勢の変化に適切に対応し、循環型社会の形成を推進する ため、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、国の基本方針に即して廃棄物の減量、リサイクル、 適正処理等の推進に関する基本的な方策を示すものとして、高知県廃棄物処理計画を策定しました。

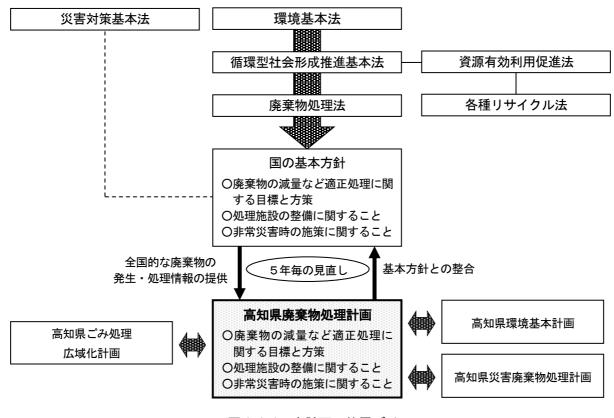


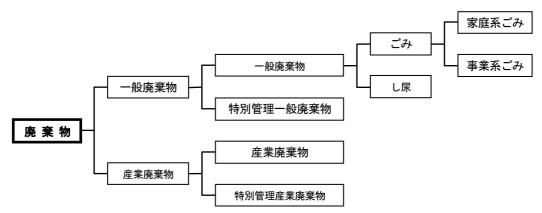
図 1-1-1 本計画の位置づけ

2. 計画期間と目標年度

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、令和7年度を目標年度とします。

3. 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物及び産業廃棄物とします。



注) 図中の廃棄物の定義は以下のとおりとする。

: 産業廃棄物以外の廃棄物をいう • 一般廃棄物

・特別管理一般廃棄物 : 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る

被害を生ずるおそれがあるもの

· 産業廃棄物 :事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類(表1-3-1)

・特別管理産業廃棄物 : 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る

被害を生ずるおそれがあるもの

: 一般廃棄物のうち、家庭から排出されるもの : 一般廃棄物のうち、事業活動に伴って排出されるもの : 人体から排出される排泄物をいう 家庭系ごみ

事業系ごみ し尿

図 1-3-1 本計画の対象とする廃棄物

表 1-3-1 産業廃棄物の種類と例示

		例 示
	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚 泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
あ	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
'n	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
ゅ	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
る事	(6)廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべ ての合成高分子系化合物
業	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
活	(8) 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
動に伴	(9) ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
う	(10)鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
も の	(11)がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他 これらに類する不要物
	(12)ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定 施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって 集められたもの
特	(13)紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルブ製造業、 製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
定の事業活	(14) 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、 パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク 類等 貨物の流通のために使用したパレット等
動	(15) 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業 から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
に伴っ	(16)動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚 及び獣のあら等の固形状の不要物
うも	(17)動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
0	(18)動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
0,	(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20)	産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの (通称「13 号廃棄物」という)	コンクリート固形化物、灰の溶融固化物等

第2章 一般廃棄物

1. 一般廃棄物の現況

(1)ごみ処理

令和元年度に本県が実施した「一般廃棄物処理事業実態調査」によると、本県の令和元年度 のごみの排出量は、約252千トンとなっています。

処理・処分量についてみると、溶融及び選別・破砕・圧縮等により資源化された再生利用量 は合計 51 千トン (排出量の 20.2 パーセント)、焼却などの中間処理による減量化量は 190 千 トン (同 75.2 パーセント)、最終処分量は 12 千トン (同 4.6 パーセント) となっています。

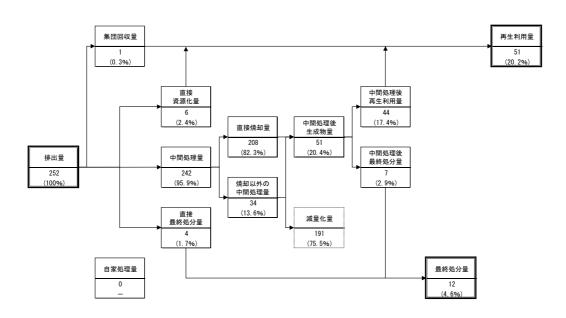
表 2-1-1 ごみの排出及び処理・処分状況のまとめ(令和元年度)

	項目	数	量**1	割合 ^{※2}	備考
排	出量	252 千 t	(252, 341t)	100%	再生利用量+減量化量+最終処分量
	再生利用量	51 千 t	(50,898t)	20. 2%	溶融生成物含む(集団回収量を含む。)
	減量化量	190 千 t	(189, 859t)	75. 2%	排出量-再生利用量-最終処分量
	最終処分量	12 千 t	(11, 584t)	4.6%	直接最終処分量+中間処理後最終処分量
自	家処理量	0 千 t	(109t)	_	自宅等で堆肥化等により処理される量

- ※1 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- ※2 割合は、()で示した数量により求めた。
- 注) 表中の各項目の定義は以下のとおりとする。 ・再生利用量 : 市町村等で収集された後に直接資源化に供される量(直接資源化量)と処理
 - 施設等で溶融又は破砕・選別・圧縮等資源化利用可能な形に処理されたもの の量(中間処理後再生利用量)を合わせたもの
 - ・集団回収量 : 再資源化や社会福祉活動等の目的で学校、地域などで回収され、資源化され

るものの量

(千t)



『減量化目標に係る項目

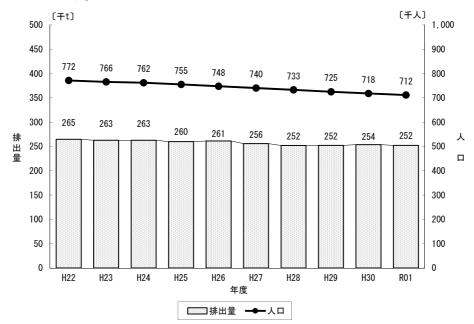
- 注1) () は排出量に対する割合
- 注2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- 注3) 割合は、表示桁以下の量を含めて計算しているため、図中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

図 2-1-1 ごみ処理フロー (令和元年度)

ア. ごみ排出の概況

本県の人口は、最も多かった昭和29年(894千人)から2割以上減少しており、令和元年度には、712千人となっている。近年死亡数が出生数を上回る自然減が拡大傾向にあることに加え、転出が転入を上回る社会減も進んでおり、今後更なる減少が予想されます。

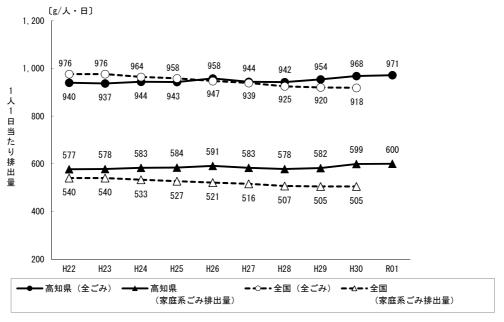
また、ごみ排出量については、ここ数年では下げ止まっており、令和元年度は252千トンとなっています。



出典:「一般廃棄物処理事業実態調査結果(環境省)」

図 2-1-2 人口とごみ排出量の推移(平成 22 年度~令和元年度)

令和元年度の本県の1人1日当たりのごみ排出量は971グラム/人・日で、平成30年度における全国平均(918グラム/人・日)と比較すると多い結果になっています。また、令和元年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、600グラム/人・日となっており、近年増加傾向にあります。



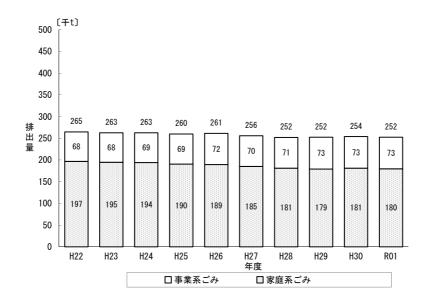
・1人1日当たり家庭ごみ排出量:(家庭系ごみ排出量+集団回収量)/人口/365日

出典:「一般廃棄物処理事業実態調査結果(環境省)」

図 2-1-3 1人1日当たりごみ排出量の推移(平成22年度~令和元年度)

イ. 家庭系ごみ・事業系ごみの概況

家庭系のごみは平成28年度までは減少しており、平成29年度以降は概ね横ばいで推移しています。事業系ごみの排出量は平成28年度まで増減を繰り返しながら変動しており、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。

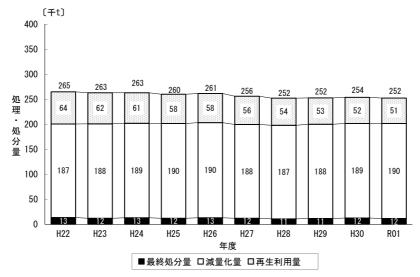


- 注1) 家庭系ごみ排出量は集団回収量を含み、自家処理量を除く。
- 注2) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-4 家庭系ごみ・事業系ごみ排出量の推移(平成 22 年度~令和元年度)

ウ. 処理・処分の概況

令和元年度の排出量 252 千トンのうち再生利用量は 51 千トン、減量化量は 189 千トン、最終処分量は 12 千トンとなっています。平成 22 年度から令和元年度までの 10 年間では、再生利用量は減少、最終処分量はほぼ横ばいで推移しています。

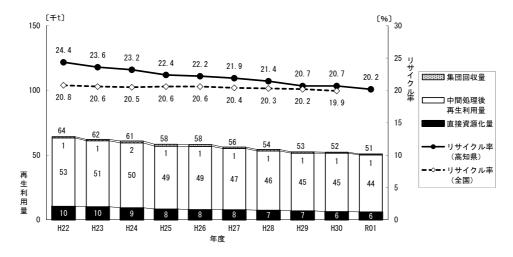


注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-5 処理・処分量の推移(平成 22 年度~令和元年度)

エ. 資源化の概況

令和元年度の再生利用量は51千トンで、内訳は直接資源化量6千トン、中間処理後再生利 用量44千トン、集団回収量1千トンとなっています。平成22年度から令和元年度までの10 年間における再生利用量は、直接資源化量、中間処理後再生利用量ともに減少しています。

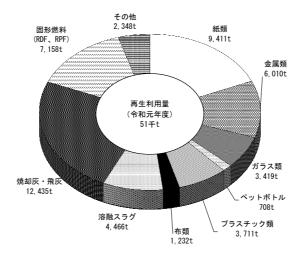


- 注1) リサイクル率:(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) ÷ (排出量)
- 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。 注 2)

出典:「一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)」

図 2-1-6 リサイクル率、再生利用量の推移(平成 22 年度~令和元年度)

令和元年度の再生利用量を品目別にみると、焼却灰・飛灰が12,435トンで最も多く、次い で紙類が9,411トン、固形燃料が7,158トンとなっています。



- 注) 図中の品目のうち、紙類、プラスチック類、溶融スラグ、焼却灰・飛灰、固形燃料(RDF)について は、以下のとおりとする。
 - :紙パック、紙製容器包装、その他の紙類を合わせたもの 紙類

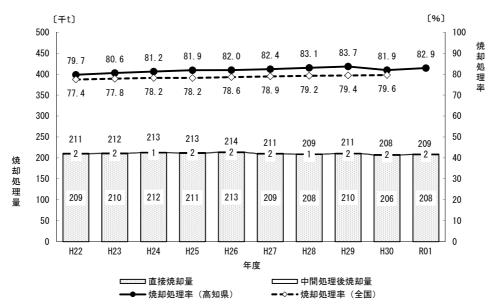
 - ・プラスチック類 ・溶融スラグ 白色トレイ、その他プラスチックを合わせたもの ごみ又はその焼却灰を1300℃以上の高温で溶融し 冷却・固化させたもの · 燒却灰 · 飛灰
 - : 焼却灰(焼却炉の底から排出されるもの)・飛灰(排ガスに含まれるばいじんを捕集したもの)のセメント原料化、飛灰の山元還元(飛灰に含まれる重金属を回収し、材料として再使用する)を合わせたもの
 - ・固形燃料 (RDF)
 - Refuse Derived Fuel (廃棄物由来の燃料) の頭文字をとった名称で、生ごみやプラスチックなどのごみを砕いて乾燥させ、成形したもの: Refuse Paper and Plastic Fuel の頭文字をとった名称で、古紙と廃プラスチックを主原料とし、一定の品質となるよう調整の上、圧縮成型したもの • 固形燃料 (RPF)

図 2-1-7 品目別再生利用量(令和元年度)

オ. 中間処理の概況

令和元年度の焼却処理量は、209千トンでほとんどが直接焼却処理されています。

排出量に対する焼却処理率は令和元年度では、82.9 パーセントで平成30年度の全国平均(82.5 パーセント)に比べ、わずかに高くなっています。平成22年度から令和元年度までの10年間における本県の焼却処理率は、全国平均に比べ2.3~4.3ポイント上回っています。



- 注1) 焼却処理量は溶融処理量を含む。
- 注2) 焼却処理量は中間処理後焼却量を含む。
- 注3) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

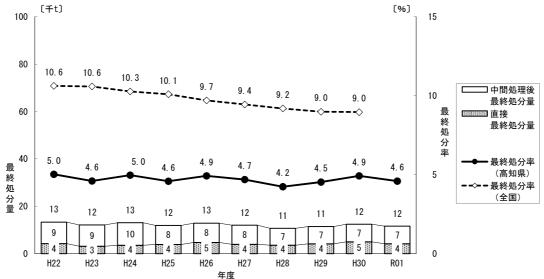
出典:「一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)」

図 2-1-8 焼却処理量、焼却処理率の推移(平成 22 年度~令和元年度)

カ. 最終処分の概況

令和元年度における本県の最終処分量は12千トンで、その内訳は直接最終処分量4千トン、 焼却残渣を含む中間処理後最終処分量が7千トンとなっています。

また、排出量に対する最終処分率は、令和元年度は4.6パーセントとなっており、平成22年度以降、概ね横ばいで推移しています。



- 注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- 注) 最終処分率: 最終処分量÷排出量

出典:「一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)」

図 2-1-9 最終処分量及び最終処分率の推移(平成 22 年度~令和元年度)

キ. 市町村等におけるごみ処理施設の設置状況

①ごみ焼却施設

令和元年度末現在、本県では、ごみ焼却施設は8施設が稼動しています。

これら8施設は、いずれの施設も昭和56年(1981年)の建築基準法改正以降の整備であり、耐震基準を満たしているとともに、浸水区域外に設けられています。また、これらのうちごみの溶融処理施設は2施設、発電を行うものが4施設、熱利用を行うものが6施設となっています。

表 2-1-2 ごみ焼却施設の状況(令和元年度)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始 年度	発電	熱利用
安芸広域	安芸広域市町村圏 事務組合	安芸広域メルトセンター	80	17, 952	ガス化溶融 改質	2	2006 (平成 18)	0	0
中央東部	香南清掃組合	香南清掃組合まほろばク リーンセンター		27, 887	焼却	2	2017 (平成 29)	0	0
中央中部	高知市	高知市清掃工場	600	113, 231	焼却	3	2001 (平成13)	0	0
中大中心	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター	16	2, 497	焼却	1	1996 (平成 8)	_	_
中央西部	高知中央西部 焼却処理事務組合	北原クリーンセンター	120	13, 578	焼却	2	2001 (平成13)	-	0
中大四部	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター	60	7, 456	焼却	2	1993 (平成 5)	_	0
高幡広域	四万十町	クリーンセンター銀河	25	5, 211	焼却	2	2002 (平成14)	_	_
幡多広域	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター	140	30, 817	ガス化溶融 改質	2	2002 (平成 14)	0	0

②ごみ固形燃料化施設 (RDF)

令和元年度末現在、ごみ固形燃料化施設は2施設が稼動しています。

表 2-1-3 ごみ固形燃料化施設(RDF)の状況(令和元年度)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	処理対象廃棄物	使用開始 年度
高幡広域	津野山広域町村 事務組合	津野山広域事務組合 クリーンセンター四万十	6	1, 095	固形燃料化 (RDF)	可燃ごみ	1998 (平成10)
同帽丛塊	高幡東部清掃組合	ごみ固形燃料化施設	53	8, 204	固形燃料化 (RDF)	可燃ごみ、 生ごみ (厨芥類)	2002 (平成 14)

③不燃・粗大ごみ処理施設

令和元年度末現在、不燃・粗大ごみ処理施設は5施設が稼動しています。

表 2-1-4 不燃・粗大ごみ処理施設の状況 (令和元年度)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	処理方式	処理対象廃棄物	使用開始 年度
中央中部	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター 粗大ゴミ処理工場	6	287	併用※1	粗大ごみ、不燃ごみ	1996 (平成 8)
	土佐市	土佐市北原クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	10	1, 034	併用	粗大ごみ、不燃ごみ、 資源ごみ	1998 (平成10)
中央西部	土佐市	土佐市北原クリーンセンター 粗大ごみ圧縮機	3	11	圧縮**2	粗大ごみ、資源ごみ	1988 (昭和 63)
	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター 粗大ごみ処理施設	10	506	併用	粗大ごみ、不燃ごみ	1993 (平成 5)
幡多広域	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター	5	950	破砕	粗大ごみ	2002 (平成 14)

※1 併用:可燃性及び不燃性の粗大ごみを破砕(粉砕)する施設

※2 圧縮:不燃性粗大ごみを破砕・圧縮する施設

④資源化施設

令和元年度末現在、資源化施設は15施設が稼動しています。

表 2-1-5 資源化施設の状況 (令和元年度)

ブロック	事業主体	施設名		年間処理量	施設区分		使用開始	備考
	安芸市	安芸市 リサイクルプラザ	(t/日) 18.2	(t/年度) 827	リサイクル プラザ	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、	年度 2000 (平成 12)	
安芸 広域	奈半利町	奈半利町クリーンセンター 不燃物処理施設	16	57	ストックヤード	布類、不燃ごみ、粗大ごみ 可燃ごみ	1988 (昭和 63)	
	芸東衛生組合	芸東衛生組合 佐喜浜リサイクルセンター	5	680	容器包装 リサイクル 推進施設	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類	1983 (昭和 58)	
中央	高知市	高知市菖蒲谷 プラスチック減容工場	28	2, 722	容器包装 リサイクル 推進施設	ペットボトル、プラスチック	1990 (平成 2)	
中部	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター 資源化処理工場	6	222	その他	紙類,金属類,ペットボトル, 布類	1996 (平成 8)	
中央	いの町	吾北塵芥処理場	1	0	その他	金属類	1997 (平成 9)	休止
西部	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター 資源ごみ選別施設	10	374	その他	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類、不燃ごみ、 その他	1995 (平成 7)	
	須崎市	須崎市 クリーンセンター横浪	6. 2	875	リサイクル プラザ	金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック、可燃ごみ、 不燃ごみ	2004 (平成 16)	
	中土佐町	中土佐町 ストックヤード施設	2	271	容器包装 リサイクル 推進施設	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類	2003 (平成 15)	
高幡 広域	中土佐町	中土佐町適正処理困難物 積替保管施設	1	6	その他	プラスチック、その他	2004 (平成 16)	
	梼原町	梼原町土づくりセンター	4	779	ごみ堆肥化 施設	し尿、家庭系生ごみ、 事業系生ごみ	1994 (平成 6)	
	四万十町	クリーンセンター銀河	6	848	ストック ヤード	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類、不燃ごみ、 粗大ごみ	2002 (平成 14)	
	宿毛市	宿毛市不燃物処理施設	20	28	ストック ヤード	金属類	1982 (昭和 57)	
幡多	土佐清水市	土佐清水市 リサイクルセンター	4	61	リサイクル センター	金属類、ガラス類	1999 (平成 11)	
広域	四万十市	西土佐ごみ処理場	9	146	ストック ヤード	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類、粗大ごみ	1975 (昭和 50)	
	幡多広域市町村 圏 事務組合	幡多クリーンセンター リサイクルプラザ	19	836	リサイクル プラザ	紙類、その他資源ごみ、 ペットボトル	2003 (平成 15)	

注) 施設区分は以下のとおりとする。

・リサイクルセンター :廃棄物(不燃物・可燃物)の選別等を行うことにより、資源化(リサイクル)を進め るための施設

・リサイクルプラザ : リサイクルセンターの機能に加え、また不要品の補修、再生品の展示をとおして 3R の 普及啓発等を行うための施設

:分別収集された資源ごみ(びん、缶、ペットボトル等)、リサイクルセンター等で選別・ ・ストックヤード 圧縮された資源ごみやスラグを資源として有効利用するため、搬出するまで一時的に 保管する施設(保管に必要な最小限の設備(圧縮設備、梱包設備等)を含む)

推進施設

・容器包装リサイクル : 容器包装リサイクルの推進のための分別収集回収拠点、資源ごみの保管施設や圧縮設 備等の複合的な施設

・ごみ堆肥化施設 : 原料の移送・攪拌が機械化された堆肥化施設

その他 : 上記以外の資源化処理のための施設

ク. 市町村等における一般廃棄物最終処分場の設置状況 令和元年度末現在、最終処分場は埋立中16施設、休止3施設となっています。

表 2-1-6 一般廃棄物最終処分場の状況(令和元年度)

	衣 Z=1=0 一般廃業初取於処力場の依然(节相九十度)											
ブロック	事業主体	施設名	埋立地 面積 (m²)	全体容積 (m³)	埋立容量	残余容量	処理対象廃棄物	埋立 開始 年度	埋立 終了 年度	処分場 の現状		
			(m²)	(M°)	(m³/年度)	(M°)				***************************************		
	安芸市	安芸市一般廃棄物 最終処分場	12, 500	48, 000	0	18, 577	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、 破砕ごみ・処理残渣	1995 (平成 7)	2015 (平成 27)	休止		
	奈半利町	奈半利町茄子谷 廃棄物処分場	4, 500	20, 528	10	5, 160	不燃ごみ	1990 (平成 2)	2050 (平成 62)	埋立中		
安芸広域	田野町	田野町築地 不燃物処理場	960	7, 000	43	3, 868	不燃ごみ、破砕ごみ・処理残渣	2001 (平成 13)	2020 (令和 2)	埋立中		
	安田町	安田町不燃物 埋立処分地	8, 747	90, 000	0	81, 253	不燃ごみ	1980 (昭和 55)	2017 (平成 29)	休止		
	芸東衛生組合	芸東衛生組合室津埋立地	4, 700	19, 800	28	1, 500	不燃ごみ	1996 (平成 8)	2013 (平成 25)	埋立中		
1 4 4 4 -	南国市	南国市一般廃棄物 最終処分場	16, 300	83, 000	2, 230	52, 180	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、 破砕ごみ・処理残渣	2002 (平成 14)	2016 (平成 28)	埋立中		
中央東部	香美市	香美市立 一般廃棄物処理場	9, 000	54, 000	0	14, 343	不燃ごみ、粗大ごみ	1970 (昭和 45)	2016 (平成 28)	埋立中		
	高知市	高知市 三里最終処分場	63, 300	698, 000	2, 571	123, 369	不燃ごみ, その他	1985 (昭和 60)	2043 (令和 25)	埋立中		
中央中部	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域一般廃棄物 最終処分場	3, 200	16, 000	227	2, 946	焼却残渣(主灰)、その他、 焼却残渣(飛灰)、 破砕ごみ・処理残渣	2001 (平成 13)	2023 (令和 5)	埋立中		
	土佐市	土佐市一般廃棄物 最終処分場	15, 000	122, 000	1, 436	79, 596	焼却残渣 (主灰)、不燃ごみ、 焼却残渣 (飛灰)、 破砕ごみ・処理残渣	1994 (平成 6)	2027 (令和 9)	埋立中		
中央西部	高吾北広域 町村事務組合	高吾北広域町村事務組合 高吾北処理センター	2, 400	19, 000	0	1, 335	焼却残渣(主灰)、 焼却残渣(飛灰)、 破砕ごみ・処理残渣	2002 (平成 14)	2020 (令和 2)	埋立中		
	須崎市	須崎市廃棄物 埋立処分場	11,000	91, 000	185	63, 180	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、 破砕ごみ・処理残渣	2004 (平成 16)	2018 (平成 30)	埋立中		
- [#라라	中土佐町	中土佐町七浦 不燃物埋立処理場	4, 600	24, 000	24	3, 425	不燃ごみ	1995 (平成 7)	2010 (平成 22)	埋立中		
高幡広域	中土佐町	中土佐町栂ノ川 不燃物埋立処理場	800	5, 600	0	570	不燃ごみ	1987 (昭和 62)	2010 (平成 22)	埋立中		
	四万十町	クリーンセンター銀河	2, 100	12, 700	530	2, 576	焼却残渣(主灰)、 焼却残渣(飛灰)、 破砕ごみ・処理残渣	2002 (平成 14)	2021 (平成 33)	埋立中		
	宿毛市	宿毛市環境管理 センター	13, 700	115, 000	1, 381	58, 821	不燃ごみ、粗大ごみ	1996 (平成 6)	2060 (令和 42)	埋立中		
幡多広域	宿毛市	宿毛市母島 不燃物処理場	760	1, 700	0	400	不燃ごみ	1990 (平成 2)	2010 (平成 22)	休止		
惟多仏場	土佐清水市	土佐清水市不燃物 処理センター	13, 600	114, 707	300	19, 957	不燃ごみ、その他、 破砕ごみ・処理残渣	1989 (平成元)		埋立中		
	大月町	大月町環境 クリーンセンター	7, 000	21, 000	609	3, 822	焼却残渣(主灰)、溶融飛灰、 不燃ごみ、焼却残渣(飛灰)、 粗大ごみ	1998 (平成 10)	2028 (令和 10)	埋立中		

ケ. 市町村等以外の一般廃棄物処理施設

令和元年度末現在、市町村等の一般廃棄物処理計画に位置付けられ、食品リサイクル法に 基づく魚あらを広域的に処理している施設のほか、剪定枝、汚泥等のリサイクル等を行って いる施設は38施設となっています。

(2) し尿処理

ア. し尿の排出、処理等の概況

①生活排水処理人口

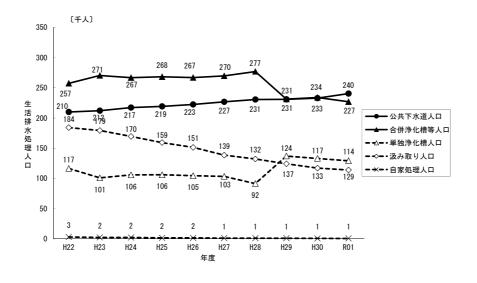
生活排水処理人口のうち、公共下水道人口は増加傾向で推移しており、令和元年で240千人となっている。それに反し、汲み取り人口は減少傾向にあり、令和元年で114千人となっている。

なお、合併処理浄化槽等(コミュニティプラント含む)人口と単独処理浄化槽人口は平成 28 年から平成 29 年度にかけて大きく変動しますが、これは、算定方法の変更による影響で す。

表 2-1-7 生活排水処理人口及びし尿等処理量のまとめ(令和元年度)

	項目	数量	備考
総	Д	712千人	
	水洗化·生活雑排水処理人口	467千人	
	公共下水道人口	240千人	
	合併処理浄化槽等人口	227千人	集落排水処理人口(令和元年度22千人)、コミュニティプラント人口(令和元年度4千人)を含む
	単独処理浄化槽人口	129千人	
	汲み取り人口	114千人	
	自家処理人口	1千人	
水流	先化率	83. 9%	(公共下水道人口+合併処理浄化槽等人口+単独処理浄化槽人口) ÷総人口
生	舌排水処理率	65. 7%	(公共下水道人口+合併処理浄化槽等人口) ÷総人口
L	双等 処理量	346∓ kl	
	し尿	140千 kl	
	浄化槽汚泥	205千kl	

- 注1) 人口及びし尿等処理量は、小数点以下四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。
- 注2) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の値で計算した値とは一致しない場合がある。



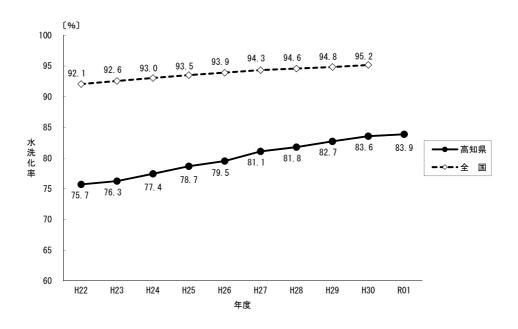
注) 平成29年より算定方法を変更

出典:「一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)」

図 2-1-10 生活排水処理人口の推移(平成 22 年度~令和元年度)

②水洗化率

令和元年度末現在、本県の水洗化率は83.9 パーセントとなっており、平成22 年度から令和元年度までの10年間では、8.2 ポイント上昇しましたが、平成30年度では全国平均に比べ約12 ポイント低くなっており、依然として生活排水処理施設の整備が遅れています。



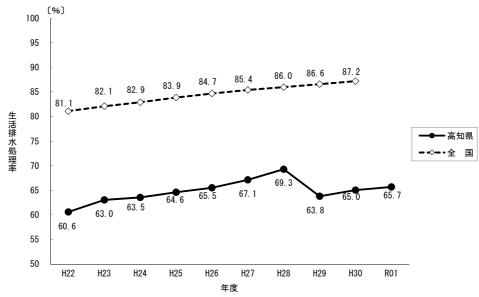
出典:「一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)」

図 2-1-11 水洗化率の推移(平成 22 年度~令和元年度)

▼ 生活排水の処理は、①公共下水道、②合併処理浄化槽等(合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティプラント)、③単独処理浄化槽、④し尿処理施設(汚泥再生処理センターを含む)で行われています。公共下水道や合併処理浄化槽等は、し尿と併せて生活雑排水(台所や風呂場からの排水)の処理が可能で、これらを整備している人口を「水洗化・生活雑排水処理人口」といいます。全人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合を「水洗化・生活雑排水処理率」といい、一般に「生活排水処理率」といいます。

③生活排水処理率

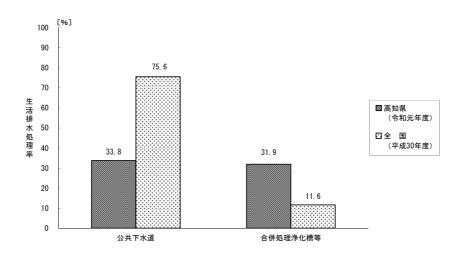
令和元年度末現在、本県の生活排水処理率は65.7パーセントとなっており、平成30年度では、全国平均に比べ約22ポイント低くなっています。



出典:「一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)」

図 2-1-12 生活排水処理率の推移(平成 22 年度~令和元年度)

生活排水処理率の内訳をみると、本県では公共下水道が33.8パーセント、合併処理浄化槽等が31.9パーセントとなっており、生活排水処理を合併処理浄化槽等に依存する割合が高くなっています。



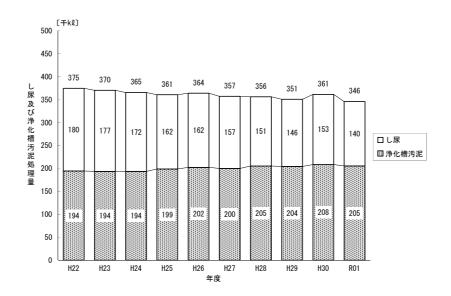
注) 合併処理浄化槽等:合併処理浄化槽に農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、 コミュニティプラントを加えたもの

出典:「一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)」

図 2-1-13 生活排水処理率の内訳

④し尿等処理量

令和元年度のし尿及び浄化槽汚泥処理量は、し尿が140千キロリットル(処理量全体の40.6 パーセント)、浄化槽汚泥が205千キロリットル(同59.4 パーセント)、合計346千キロリットルとなっています。



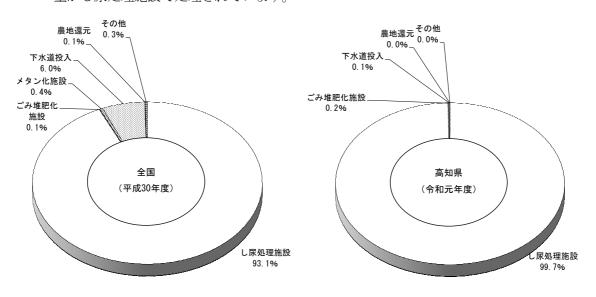
注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-14 し尿等処理量の推移(平成 22 年度~令和元年度)

⑤し尿等の処理・処分方法

し尿や浄化槽汚泥は、バキューム車で収集された後、し尿処理施設、ごみ堆肥化施設、メタン化施設、下水道投入、農地還元等により処理・処分されています。

全国及び本県のし尿等の処理・処分の内訳をみると、本県では収集したし尿等のほぼ全量がし尿処理施設で処理されています。



注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-15 し尿等の処理・処分方法

イ. し尿処理施設の設置状況

令和元年度末現在、し尿処理施設は16施設が稼動しています。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、資源の有効利用の観点から、し尿及び浄化槽汚泥だけではなく、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理するとともに堆肥、メタンガス等を回収する「汚泥再生処理センター」へ転換することを国が推進しています。

令和元年度末現在、本県における汚泥再生処理センターは、安芸市汚泥再生処理センター 清浄苑、仁淀川下流衛生事務組合衛生センター、四万十町汚泥再生処理施設若井グリーンセンター、高幡東部清掃組合汚泥再生処理センター、幡多西部消防組合幡西衛生処理センターの5施設が稼動しています。この他、汚泥再生処理センター以外で堆肥化を行っているし尿処理施設が4施設あります。

表 2-1-8 し尿処理施設の状況(令和元年度)

					Ħ	示水処理			資	資源化処理		
- 1-	±#2/L	±=0. /a		処理		Ą	心理量			資源(比能力	使用
ブロック	事業主体	施設名	処理 方式	能力	1日 当たり	年間	し尿	浄化槽 汚泥	処理 方式	汚泥等	有機性 廃棄物	開始 年度
				(kl/日)	(kl/日)	(kl/年度)	(kl/年度)	(kl/年度)		(t/日)	(t/日)	
	安芸市	安芸市汚泥再生処理センター 清浄苑	高負荷 膜分離	30	25	8, 950	6, 148	2, 802	堆肥化	0.1	0	2004 (平成 16)
安芸広域	芸東衛生組合	芸東衛生組合 室戸清浄園	好希釈	35	33	12, 025	6, 984	5, 041	その他	0	0	2015 (平成 27)
	中芸広域連合	中芸広域連合衛生センター	高負荷 膜分離	25	25	9, 124	4, 668	4, 456		0	0	1996 (平成 8)
中央東部	南国市	南国市環境センター	高負荷	70	72	26, 155	11, 827	14, 295	その他	0	0	1996 (平成 8)
中人本即	香南香美衛生組合	香南香美衛生組合 衛生センター	標脱	100	90	32, 868	14, 808	18, 060	堆肥化	0. 34	0	1988 (昭和 63)
中央中部	高知市	高知市東部環境センター	標脱	390	303	110, 640	24, 763	85, 877	堆肥化	0	390	1984 (昭和 59)
中央西部	仁淀川下流衛生 事務組合	衛生センター	標脱	120	91	33, 054	11, 141	21, 913	堆肥化	1	0	1999 (平成 11)
中天四部	高吾北広域町村 事務組合	高吾北広域町村事務組合 高吾北衛生センター	嫌気	47	43	15, 873	8, 959	6, 914	メタン発酵, 堆肥化	2	0	1966 (昭和 41)
高幡広域	四万十町	汚泥再生処理施設 若井グリーンセンター	高負荷 膜分離	44	39	14, 346	9, 151	5, 195	リン回収, 助燃剤製造	0. 2	0	2013 (平成 25)
同個囚场	高幡東部清掃組合	汚泥再生処理センター	高負荷 膜分離	64	49	18, 035	8, 485	9, 549	堆肥化	2. 5	0	2016 (平成 28)
	土佐清水市	土佐清水市衛生センター	高負荷 膜分離	31	30	10, 768	7, 993	2, 774	堆肥化, その他	0	0	2002 (平成 14)
	四万十市	衛生センター中村	標脱	62	56	20, 490	7, 844	12, 646	その他	0	0	1984 (昭和 59)
幡多広域	四万十市	クリーンセンター西土佐	高負荷	9	9	3, 438	1, 721	1, 717		0	0	2003 (平成 15)
7世シルベ	四万十市	四万十市有機物供給施設	その他	7	1	228	0	228	その他	3	0	1991 (平成 3)
	黒潮町	黒潮町衛生センター	膜分離	40	32	11, 558	5, 871	5, 687		0	0	1998 (平成 10)
_	幡多西部消防組合	幡西衛生処理センター	標脱	62	48	17, 458	9, 377	8, 081	助燃剤製造	3	0	2006 (平成 18)

注1) 汚水処理量は令和元年度実績

注 2) 汚泥再生処理センター以外で堆肥化を行っている施設

[:] 香南香美衛生組合衛生センター、高知市東部環境センター、高吾北広域町村事務組合高吾北衛生センター

注3) 資源化処理の処理方式のうち「その他」は、「メタン発酵」、「堆肥化」、「補助燃料」、「炭化」以外のものとする。

2. 前回の計画目標の達成状況と課題

- (1)前回の計画目標の達成状況
- ア. 令和2年度の本県の一般廃棄物減量化目標

前回の「第4期高知県廃棄物処理計画(平成28年3月策定、以下「前回計画」という。)」で定めた、本県の一般廃棄物の減量化目標は以下のとおりです。

令和2年度の本県の一般廃棄物減量化目標

- 〇排出量を平成24年度に対し約12パーセント削減します。
- 〇再生利用量を約25パーセントに増加します。
- 〇最終処分量を平成24年度に対し約25パーセント削減します。
- ○1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を537グラム(平成24年度に対して約8パーセント削減)に削減します。

イ. 減量化目標に対する達成状況

前回計画の目標値は、次のとおりとなり、令和元年度の実績をみると、排出量が 252 千トン、リサイクル率が 20.2 パーセント、最終処分量が 12 千トン、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量が 600 グラムとなっており、目標達成に至っていません。

また、令和元年度の実績から見込まれる令和2年度の減量化状況においても、目標達成は 困難な見込みです。

表 2-2-1 一般廃棄物の減量化目標の達成状況

項目	H24 年度 実績		R 元年度 実績		R2 年度 推計	R2 年度 目標
排出量(千t)	263	→ 4. 2%減	252	\rightarrow	248	230
リサイクル率(%)	23. 2	\rightarrow	20. 2	\rightarrow	20. 0	25. 0
(再生利用量(千 t))	(61)	2.9%減	(51)	→	(50)	(58)
最終処分量(千t)	13	→ 7.7%減	12	\rightarrow	11	10
1人1日当たりの家庭系ごみ排出 量 (g/人・日)	584	→ 2.7%増	600	→	592	537

(2)目標数値の達成状況からみえる課題

- ・ 長期的に見ればごみ処理量は減少傾向ですが、ここ数年下げ止まっています。更なるごみ減量に向け、生活系ごみの発生抑制に係る取組を引き続き行う必要があります。
- ・ リサイクル率は全国平均を少し上回る値ではあるものの、平成19年度(24.5パーセント) をピークに減少傾向にあり、最終処分量については、ここ数年下げ止まりをしています。
- ・ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量については、人口及びごみの排出量が共に減少する中、 近年微増の傾向にあります。この理由については、インターネット利用による消費行動の拡 大などの生活様式の変容も一因として考えられます。引き続き、家庭系ごみの排出抑制、廃 棄物の再利用の促進を進める必要があります。

.

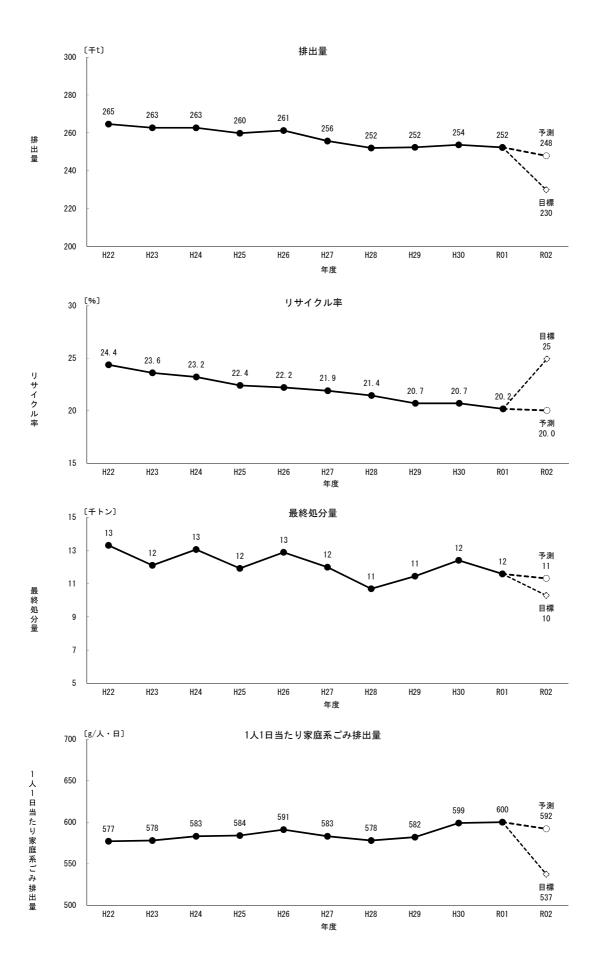


図 2-2-1 一般廃棄物の減量化目標と実績の比較

3. 廃棄物発生量の見込み

(1)将来予測

ア. ごみ

ごみの将来推計は、家庭系ごみ、事業系ごみに区分して、それぞれ行いました。

家庭系ごみと事業系ごみについては、県民1人1日当たり及び従業者1人当たりの排出量に活動量(排出者総数)を乗じることで将来の排出量を求めました。

県民1人1日当たりの排出量及び従業者1人当たりの排出量は、実績値の推移状況から設定しました。

活動量のうち、将来人口及び将来従業者数は、市町村の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの推移状況をもとに推計しました。

① 排出量

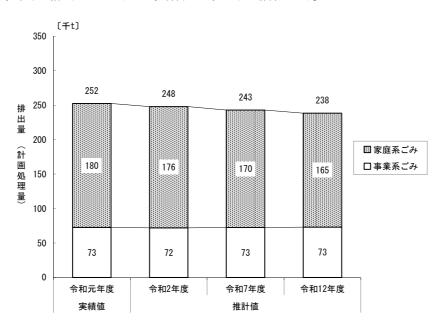
排出量については、令和7年度は243 千トン、令和12年度は238 千トンとなり、令和元年度の252 千トンに比べて令和7年度では約4パーセント、令和12年度では約6パーセントの排出量が減少すると推計しています。この主な要因は、人口の減少や2Rの取組みを進めることにより、家庭系ごみの排出量が少なくなること等によるものです。

表 2-3-1 排出量の将来推計

〔千t、千人〕

	項目		実績値	推計値						
			令和元年度	令和2年度	令和7年度	令和 12 年度				
排	出量		252	248	243	238				
	家庭系	ごみ	179	176	170	165				
	事業系	ごみ	73	72	73	73				
	人		712	706	678	654				

注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-3-1 排出量の将来推計

② 処理・処分量

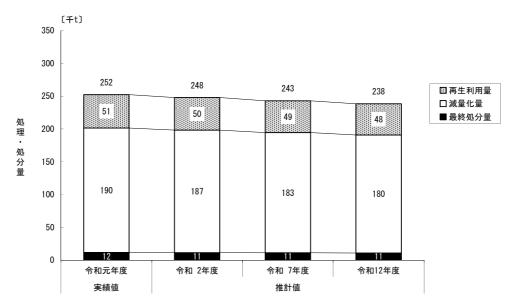
処理・処分量については、令和7年度の再生利用量は49千トン、最終処分量は11千トン、令和12年度の再生利用量は48千トン、最終処分量は11千トンと推計しています。

表 2-3-2 処理・処分量の将来推計

(千t)

	項		実績値		推計値	
	- 現	<u> </u>	令和元年度	令和2年度	令和7年度	令和 12 年度
処理	_ ,_,,	里里	252	248	243	238
	再生利		51	50	49	48
	減量化	量	189	186	183	180
	最終処	分量	12	11	11	11

注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-3-2 処理・処分量の将来推計

イ. し尿

し尿等処理量は、し尿と浄化槽汚泥に分けて、それぞれ将来推計を行いました。

し尿処理量と浄化槽汚泥処理量については、1人1日当たりのし尿、浄化槽汚泥の処理量 (収集原単位)に活動量(処理人口)を乗じて求め、将来の排出量を求めました。

活動量は、し尿については汲み取り人口とし、浄化槽汚泥については合併処理浄化槽(農業・漁業集落排水処理、コミュニティプラントを含む)及び単独処理浄化槽人口を合わせたものとしました。

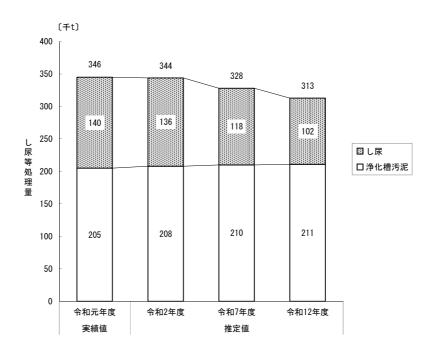
将来のし尿等処理量は、令和12年度は313千キロリットルと推計しています。

また、し尿等処理量の内訳についてみると、し尿処理量は減少傾向をたどり、浄化槽汚泥 処理量は令和12年度に微増しますが、それ以降は減少傾向と推計しています。

項目		実績値	推計値			
块	–	令和元年度	令和2年度	令和7年度	令和 12 年度	
1人1日当たり	し尿	3. 37	3. 50	3. 94	4. 40	
の処理量(ℓ/人・日)	浄化槽汚泥	1. 58	1. 58	1. 66	1. 74	
処理人口	し尿	114	107	82	64	
(千人)	浄化槽汚泥	356	359	346	331	
1. 足体加州县		346	344	328	313	
│ し尿等処理量 │ │ (千 kℓ)	し尿	140	136	118	102	
(T N&)	浄化槽汚泥	205	208	210	211	

表 2-3-3 し尿等処理量の将来推計

注)量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-3-3 し尿等処理処分の将来推計

4. 廃棄物処理の広域化及び施設の集約化

(1)基本方針

ア. 計画の趣旨

本県においては、「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月28日付け厚生省通知)の発出を受けて、平成11年6月に、県内市町村の相互協力によってごみ問題に係る諸課題を解決するための指針として「高知県ごみ処理広域化計画」がとりまとめられ、以降、広域化・集約化に関し一定の成果が上げられました。

一方、前回通知から 20 年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況が当時から大きく変化しているなかで、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくために、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討する必要があることから、今般、「高知県ごみ処理広域化計画」を見直すものです。

イ. 計画期間

計画期間は、2030年度(令和12年度)までの10年間とし、必要に応じて、廃棄物処理計画改定の機会(5年ごと)に見直すこととします。

ウ. 計画の基本方針

将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討する必要があります。

具体的には、以下のとおり多岐にわたる項目が挙げられます。

- ・ 老朽化したごみ処理施設の更新
- ・ ごみ処理事業経費の効率化(施設整備費や処理費の削減等)
- ・ 廃棄物系バイオマスの利活用
- ・ 災害時のごみ処理事業の継続性の確保
- ・ 地域への新たな価値の創出(地域のエネルギーセンターとしての活用等) など

検討に向けて、特に重要と考えられる以下の4項目について基本方針を定めます。

①排出抑制と資源化の推進

(「第4章 施策の展開」-「ア.3Rの推進」、「エ,環境に対する意識の醸成」)

- ・各ブロックにおける廃棄物処理体制を検討する際の基本とします。
- ・ ごみの排出抑制を図るため、広域ブロック内で統一された分別収集システムを採用する などの対策を講じます。
- ・資源化の推進を図るため、拠点となるリサイクルプラザ等を整備します。

②ごみ焼却施設の集約化

- ・ごみ焼却施設の集約化に向けて、継続して検討します。
- ・ 集約化に伴い新設する施設については、最低限 100 t/日以上の全連続燃焼式ごみ焼却施設を原則とします。
- ・施設の大規模化が難しい地域においても、メタンガス化や燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入するなどの取組を促進します。

③ごみ処理事業経費の効率化

- ・ 収集運搬コストの節減を図るため、効率的な収集計画を検討します。また、必要に応じて中継基地等を設置します。
- ・エネルギーの外部供給による収入の確保を検討します。
- ④災害対策の強化(「第4章 施策の展開」-「ウ.災害廃棄物処理体制の構築」)
 - 災害時のごみ処理事業の継続性の確保について平時に検討します。
 - ・各施設の強靱化について平時に検討します。

(2)前回計画の目標達成状況

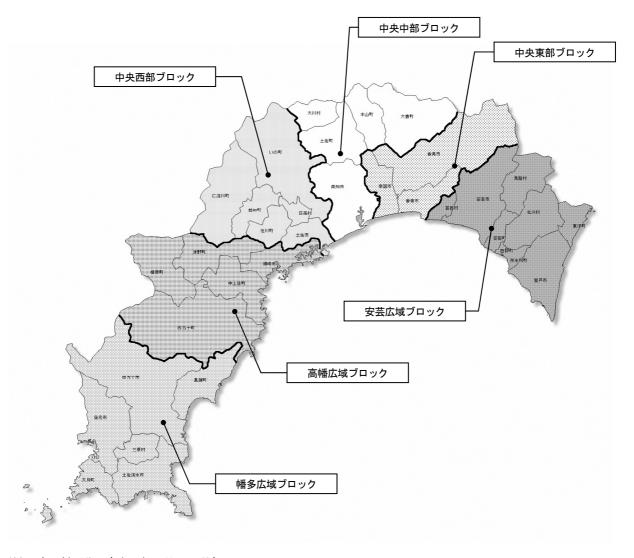
ア. 県内の地域区分

県内の地域区分は、平成11年6月に策定した「高知県ごみ処理広域化計画」に示された広域 ブロックを原則とします。

表 2-4-1	広域ブロッ	ックの概要
20, 2 - 1	142 Z Z Z	/ / V/111115K

ブロック	人口 (千人) ^{※1}	面積 (km²)※²	構成市町村
安芸広域	47	1, 129	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東部	106	790	南国市、香南市、香美市
中央中部	339	1, 066	高知市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
中央西部	78	1, 153	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
高幡広域	56	1, 405	須崎市、中土佐町、梼原町、津野町、四万十町
幡多広域	85	1, 562	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
合 計	712	7, 104	

- ※1 令和元年10月1日現在の住民基本台帳人口
- ※2 平成30年10月1日現在(「令和元年度高知県統計書」抜粋)
- 注) 人口及び面積は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 市町村区分は令和2年4月1日現在

図 2-4-1 地域区分の状況

イ. 本県のごみ焼却施設の現状

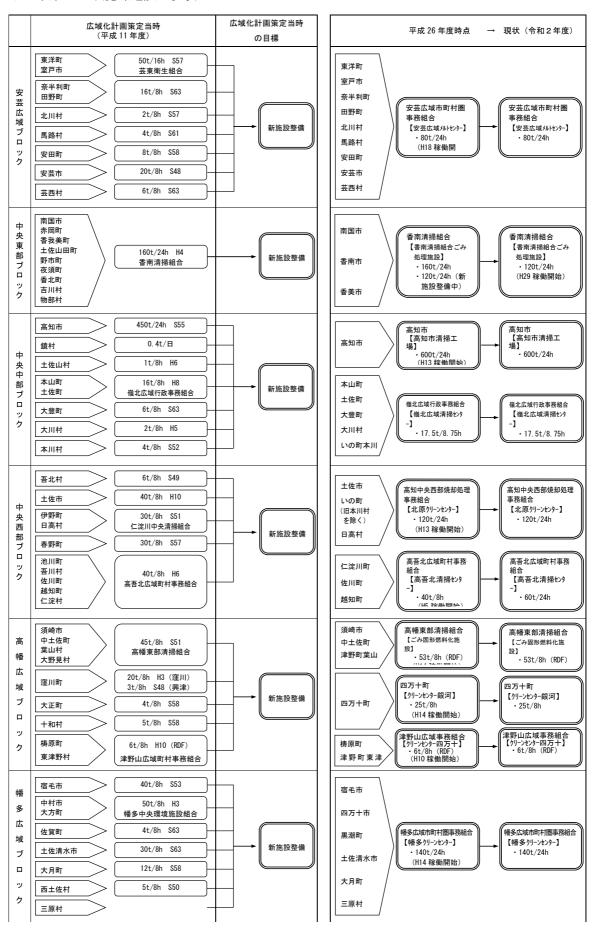


図 2-4-2 ごみ処理広域化計画策定当時の目標と現在の状況

ウ. 前回計画の目標達成状況

ごみ焼却施設の目標達成状況、全国との比較は以下のとおりである。

本県のごみ焼却施設数は、平成 10 年度には 30 施設であったが、平成 29 年度は 8 施設であり、約 7 割減少しました。(全国は、H10:1,769 施設が H29:1,103 施設に約 4 割減少)

一方、施設の平均処理能力は、平成 10 年度には 37 トン/日であったが、平成 29 年度は 143 トン/日であり、大幅に増加しました。(全国は、H10:109 トン/日が H29:164 トン/日に約 5 割増加)

また、全連続式の施設数は、平成 10 年度には 2 施設と全体の約 7 パーセントであったが、 平成 29 年度は 5 施設と全体の約 63 パーセントに増加している。(全国は、H10:474 施設全体の 27 パーセントが H29:686 施設全体の約 62 パーセントに増加)

前回計画の目標(各ブロックそれぞれでごみ焼却施設1施設)を達成しているのは、安芸 広域ブロック、中央東部ブロック、幡多広域ブロックである。

これらのことから、ごみ焼却施設の広域化・集約化に関する本県の取り組みは、全国と比較して進んでいることが言えます。

エ. ブロック区割りのあり方

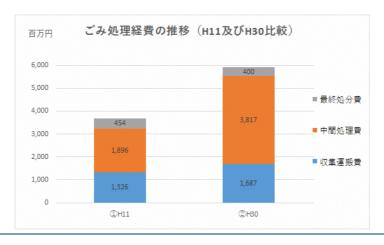
市町村アンケート調査(ブロック区割り設定について)では、広域処理単位を「現ブロック区割りを基本に検討するべき」とする回答が88.6パーセント、「現ブロック区割りを越えた更なる広域化について検討するべき」が11.4パーセントと、現ブロック区割りを基本とするべきとの意見が多数の一方で、現ブロック区割りを越えたさらなる広域化が必要との意見も挙げられました。

- ①「現ブロック区割りを基本に検討するべき」の主な理由は以下のとおりであります。
 - ・ 現ブロック区割りを超える広域化は、収集運搬・中間処理に係るコスト増を招くおそれがあるため
 - ・ 現ブロック区割りをベースとする広域処理は、20年以上の実績を有するため
 - ・ 災害時の対応として、一定の施設数を確保する必要があるため
- ②「現ブロック区割りを越えた更なる広域化について検討するべき」の主な理由は以下のと おりである。
 - ・ 今後、更なる人口減少・高齢化の進行が想定されるため
 - ・より安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を構築するため
 - ・ 前回計画作成の平成 11 年以降、施設やリサイクルの状況はもちろん、道路等のハード 整備面など様々な状況の変化が見られるため

今後、様々な情勢変化(人口減少・高齢化、廃棄物発生量の減少、災害発生への備え等) が発生します。これらに対応するため、現状のブロック区割りを基本としつつも、最終型と 位置づけるのではなく、継続してごみ処理に係る動向等を注視し、適宜新たな枠組みを検討 していくこととします。

<本県のごみ処理経費の推移>

・平成11年から30年までの間、処理及び維持管理費の総額(収集運搬費を含む)、「収集運搬費」及び「中間処理費」ともに増加しています。



(3)今後の取り組み方針

ア. 安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方に係る検討体制の構築

市町村アンケート調査(検討体制の必要性について)では、今後の広域処理体制の維持・構築に関して、定期的に協議・情報交換の場を設けるなどの方法により検討することを必要とする回答が82.9%ありました。

本計画の趣旨に掲げるとおり、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくために、県、 市町村及び一部事務組合間で検討体制を設け、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理 体制の在り方を検討していくこととします。

検討においては、県は毎年度ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、 広域化・集約化の進行管理を行うなど積極的に関わっていきます。

イ. 主な検討項目

①各ブロックにおける廃棄物処理体制の検討

将来の人口及び廃棄物発生量予測を基に、基本方針(排出抑制と資源化の推進、ごみ焼 却施設の集約化、ごみ処理事業経費の効率化、災害対策の強化)に沿って効率的な廃棄物 処理体制を検討します。

その際、家庭系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般廃棄物の処理や汚泥再生処理 センター等による処理も含め、廃棄物の資源化、エネルギー回収・利活用を最大限に進め つつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行います。

②ブロックのあり方

今後、発生しうる様々な情勢変化(人口減少・高齢化、廃棄物発生量の減少、災害発生への備え等)に対応するため、現状のブロック区割りを基本としつつも、最終型と位置づけるのではなく、継続してごみ処理に係る動向等を注視し、適宜新たな枠組みを検討していきます。

③ごみ焼却施設の集約化

今後、発生しうる様々な情勢変化に対応するため、ごみ焼却施設の集約化に向けて継続 して検討します。

その際、広域化・集約化によるごみ処理事業経費の効率化を評価するにあたっては、ご み処理事業全体での経費を把握した上で、定量的に評価することに留意します。

④災害対策の強化、各施設間の相互支援体制の構築

本県では、今後30年以内に70パーセントから80パーセントの確率で発生するとされている南海トラフ地震に備えて取り組みを進めています。このうち、災害廃棄物の処理については、平成30年度に県内6ブロックに設置されている災害廃棄物処理広域ブロック協議会において、市町村間の広域処理体制の構築に向けて継続して検討していきます。

第3章 産業廃棄物

1. 産業廃棄物の現況

(1)産業廃棄物の処理状況

本県が令和2年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、令和元年度における県内の事業 所等から発生した不要物等発生量は1,364 千トンと推計されています。

処理・処分量についてみると、溶融及び選別・破砕・圧縮等により資源化された再生利用量は合計 809 千トン(排出量の 24.4 パーセント)、焼却などの中間処理による減量化量は 274 千トン(同 72.0 パーセント)、最終処分量は 41 千トン(同 3.7 パーセント)となっています。

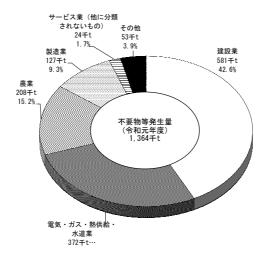
	項目	数	量※1	割合※2	備考
不	要物等発生量	1,364 千 t	(1, 363, 905t)		総排出量+有償物量
総	排出量	1,330 千 t	(1, 330, 245t)		総排出量-有償物量
排品	出量	1,125 千 t	(1, 125, 026t)	100%	
	再生利用量	809 ∓ t	(809, 496t)	24. 4%	
	減量化量	274 千 t	(274, 112t)	72. 0%	排出量-再利用量-最終処分量
	最終処分量	41 千 t	(41, 418t)	3. 7%	
有	賞物量	34 ∓ t	(33, 660t)	1	
動物	物のふん尿	205 千 t	(205, 219t)		
資	原化量	1,048 千 t	(1, 048, 375t)		再利用量+有償物量+動物のふん尿

表 3-1-1 産業廃棄物の排出及び処理・処分状況のまとめ(令和元年度)

ア. 発生状況

本県が令和2年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、令和元年度における県内の事業所等から発生した不要物等発生量は1,364千トンと推計されています。

業種別に見ると、建設業が 581 千トンで最も多く、不要物等発生量全体の 42.6 パーセントを占めています。次いで、電気・ガス・熱供給・水道業、農業、製造業、サービス業 (他に分類されないもの) の順となっており、これらが上位 5 業種で全体の 95%以上を占めています。



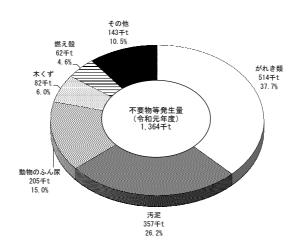
注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 3-1-1 業種別不要物等発生量(令和元年度)

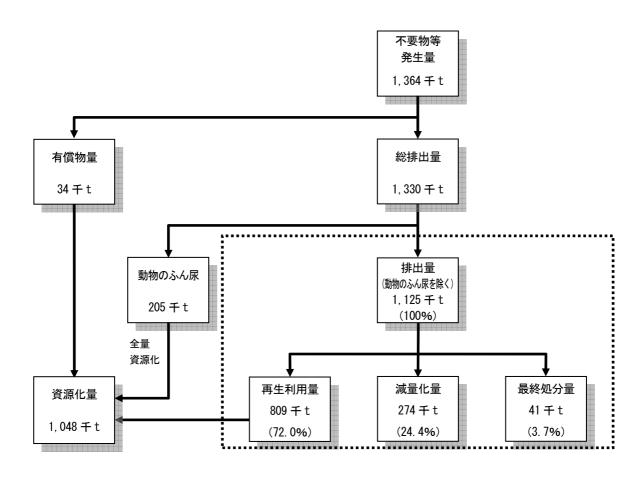
^{※1} 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

^{※2} 割合は、()で示した数量により求めた。

種類別に見ると、がれき類が 514 千トンで最も多く、不要物等発生量全体の 37.7 パーセントを占めています。次いで、汚泥、動物のふん尿、木くず、燃え殻となっており、上位 5 品目で全体のおよそ 9 割を占めています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。 図 3-1-2 種類別不要物等発生量(令和元年度)



- 注1) () は排出量に対する割合
- 注2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- 注3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、図中の値で計算した値とは一致しない場合がある。
- 注4) 産業廃棄物の減量化目標に係る項目
- 注5) フロー中の各区分の定義は以下のとおりとする。
 - ・不要物等発生量 : 事業所内で生じた産業廃棄物量及び有償物量
 - ・総排出量: 事業所内で生じた不要物のうち、有償物量を除いた量
 - ・有償物量: 事業所内で生じた不要物のうち、中間処理されることなく有償で売却した量
 - ・資源化量: 有償物量と再生利用量を合わせた量
 - ・動物のふん尿 : 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
 - ・再生利用量:排出事業者又は処理業者等で再生利用された量
 - ・減量化量:排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量
 - ・最終処分量:排出事業者と処理業者等で最終処分された量

図 3-1-3 産業廃棄物の概略処理フロー (令和元年度)

♥動物のふん尿の取扱い

動物のふん尿は、発生量は多いものの、ほぼ全量が堆肥として利用若しくは畜舎内で減量化されているため、中間処理、最終処分といった処理体系に厳密に区分することが困難であること、排出形態が家畜の飼養に伴って発生することから、他の生産活動に伴って生じる産業廃棄物のように排出抑制を生産者の努力により達成することが困難と考えられます。こうしたことから、原則として次の「イ. 排出状況」以降は動物のふん尿を除外して取り扱うこととします。

イ. 排出量の状況

不要物等発生量から有償物量 34 千トン及び動物のふん尿 205 千トンを除いた排出量は 1,125 千トンとなっています。

業種別排出量は、建設業が580千トンで最も多く、排出量全体の51.5パーセントを占めており、建設リサイクル法に基づく再生利用の取組みが行われているため、再生利用の割合が高くなっています。

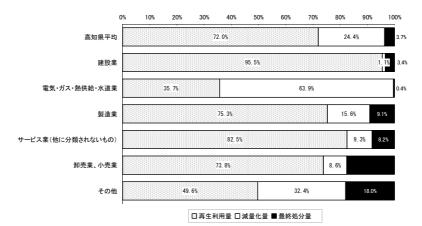
また、その他の業種では、電気・ガス・熱供給・水道業で、汚泥の脱水が行われていることにより、減量化の割合が高くなるなど、県全体で再生利用、減量化に努められており、最終処分量を低く抑えています。

表 3-1-2 業種別の処理・処分状況(令和元年度)

〔千 t〕

	業種	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
高知県		1, 125	809	274	41
高和	宗	(100%)	(72.0%)	(24. 4%)	(3. 7%)
	7. 4.= 0. **	580	554	6	20
	建設業	(100%)	(95.5%)	(1.1%)	(3.4%)
		372	133	238	1
	電気・ガス・熱供給・水道業	(100%)	(35. 7%)	(63. 9%)	(0.4%)
	生1 / 	98	74	15	9
	製造業	(100%)	(75. 2%)	(15. 6%)	(9.1%)
	ユービュ衆(ルルハをさんか)	24	19	2	2
	サービス業(他に分類されないもの)	(100%)	(82. 5%)	(9.3%)	(8. 2%)
	卸売業、小売業	17	13	1	3
	叫冗未、小冗未	(100%)	(73. 8%)	(8. 6%)	(17. 6%)
	その他	33	17	11	6
	건 아이면	(100%)	(49.6%)	(32. 4%)	(18. 0%)

- 注1) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- 注2) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。



注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 3-1-4 業種別の処理・処分状況(令和元年度)

種類別排出量は、がれき類が 513 千トンで最も多く、全体の 45.6 パーセントを占めています。

処理の内訳でみると、リサイクル率は、がれき類、木くず、燃え殻が特に高く、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずも高くなっています。また、減量化率が高いものは汚泥で、県全体の減量化の多くを占めています。

排出量の多い廃棄物であるがれき類は、建設資材としての再生利用、汚泥は脱水による減量化、燃え殻はセメント原料化や堆肥化等中間処理を適切に行うことにより、最終処分の割合が低くなっていると推察されます。

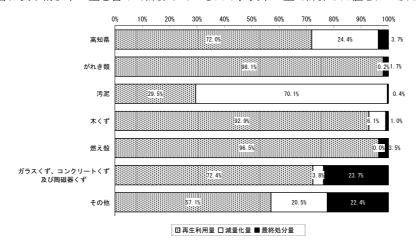
一方、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずに該当する廃石膏ボードや、その他に該当する鉱さいや再利用できない廃プラスチック等は、本県での再生利用の方法や体制が十分に確立されておらず、減量化が進まないことから最終処分の割合が高くなっていると考えられます。

表 3-1-3 種類別の処理・処分状況(令和元年度)

(千t)

	種 類	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
高知県		1, 125	809	274	41
		(100%)	(72.0%)	(24. 4%)	(3. 7%)
	がれき類	513	503	1	9
	がれる独	(100%)	(98. 1%)	(0. 2%)	(1.7%)
	工 归	357	105	250	1
	汚泥	(100%)	(29.5%)	(70. 1%)	(0.4%)
	木くず	70	65	4	1
		(100%)	(92. 9%)	(6. 1%)	(1.0%)
	ᆥᆉᅩᆂᄮ	62	60	0	2
	燃え殻	(100%)	(96.5%)	(0.0%)	(3.5%)
	ガラスくず、コンクリート	38	28	1	9
	くず及び陶磁器くず	(100%)	(72. 4%)	(3.8%)	(23. 7%)
	Z.O.W.	82	48	17	19
	その他	(100%)	(57. 1%)	(20.5%)	(22. 4%)

- 注1) チトン未満の量は、表中では0と記載している。
- 注2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- 注3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

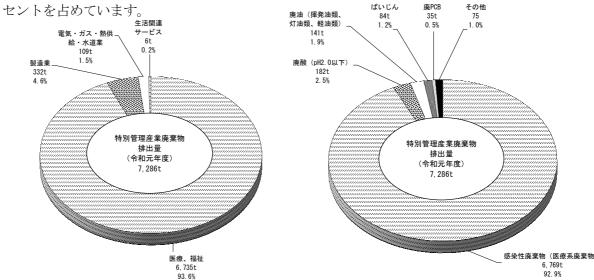


注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 3-1-5 種類別の処理・処分状況 (令和元年度)

【参考】特別管理産業廃棄物の排出及び処理・処分の状況

令和元年度に県内の事業所等から発生した特別管理産業廃棄物の排出量は、7,286トンとなっており、業種別にみると、医療、福祉が6,735トンで最も多く、全体の93.6パーセントを占めています。排出量を種類別にみると、感染性廃棄物が6,769トンで最も多く、全体の92.9パー



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。 特別管理産業廃棄物の業種別・種類別排出状況(令和元年度)

特別管理産業廃棄物の処理・処分量の内訳をみると、排出量の 3.3 パーセントが再生利用され、81.6 パーセントが減量化しており、残りの 15.1 パーセントが最終処分となっています。

排出量が最も多い感染性廃棄物の処理・処分状況は、86.0パーセントが中間処理として破砕・滅菌・焼却処理等により減量化され、14.0パーセントが最終処分されています。

廃酸 (pH2.0以下) はほとんどが再生利用され、廃油は、再利用と焼却処理等により減量化されています。ばいじんについては全量が最終処分されています。

廃PCBについては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)北九州PCB処理事業所やPCB無害化処理施設において無害化処理が行われています。

特別管理産業廃棄物の種類別処理・処分状況(令和元年度)

(t)

				(6)
∓ ¥ 5	₩山阜		処理・処分量	
種類	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
A =1	7, 286	243	5, 945	1, 098
合 計	(100%)	(3. 3%)	(81. 6%)	(15. 1%)
感染性廃棄物 (医療系廃棄物) 「感染性廃棄物 (医療系廃棄物)	6, 769	0	5, 822	947
松朱汪廃来初(医療系廃来初) 	(100%)	(0.0%)	(86. 0%)	(14. 0%)
	182	174	5	3
廃酸 (pH2.0 以下)	(100%)	(95. 3%)	(2. 9%)	(1.8%)
	141	51	86	4
廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)	(100%)	(36. 5%)	(60. 9%)	(2. 6%)
121.127	84	0	0	84
ばいじん	(100%)	(0.0%)	(0.0%)	(100%)
r ia DOD	35	3	0	32
廃 PCB	(100%)	(7. 8%)	(0.0%)	(92. 2%)
7 O/H	75	15	32	28
その他	(100%)	(20. 2%)	(42. 9%)	(36. 9%)

- 注1) () は排出量に対する割合
- 注2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- 注3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

(2)処理業の許可及び処理施設の設置状況

令和2年度4月1日現在、廃棄物処理法第14条の許可件数は、産業廃棄物の収集・運搬業者が1,234件、処理・処分業者が125件となっています。

また、特別管理産業廃棄物の収集・運搬業者が118件、処理・処分業者が4件となっています。

表 3-1-4 処理業者の許可件数 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

廃棄物	業者の区分	業者数	高知県	高知市
	収集・運搬業者	1, 234	1, 175	59
	処理・処分業者	125	94	31
産業廃棄物	中間処理	115	86	29
	中間+最終	10	8	2
	最終処分	0	0	0
	収集•運搬業者	118	109	9
4+ DJ 66-TB	処理・処分業者	4	2	2
┃ 特別管理 ┃ 産業廃棄物	中間処理	3	1	2
庄未光未彻	中間+最終	1	1	0
	最終処分	0	0	0

廃棄物処理法第 15 条の規定により、許可された産業廃棄物の中間処理施設は、脱水施設が 5 施設、天日乾燥施設が 1 施設、焼却施設が 17 施設、破砕施設が 135 施設となっています。

表 3-1-5 中間処理施設の設置状況(令和2年4月1日現在)

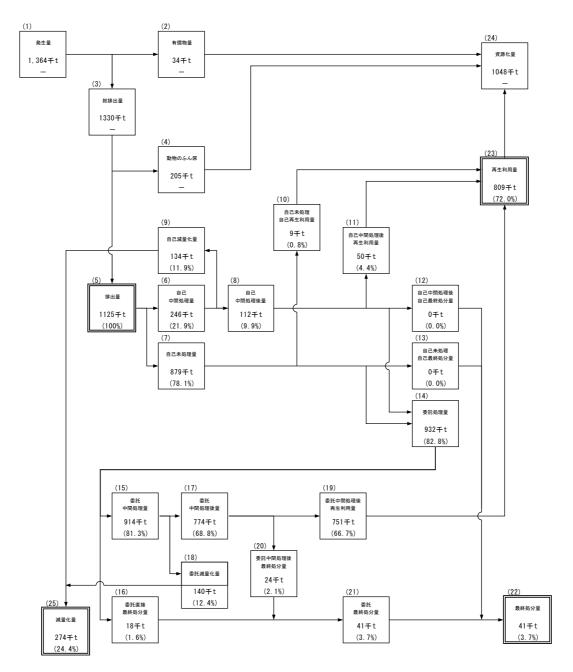
処 理	施設数	高知県	高知市			
脱水	5	1	4			
天日乾燥	1	0	1			
焼却	17	4	13			
破砕	135	111	24			
合計	158	116	42			

最終処分場は、安定型が11施設、管理型が1施設となっています。

表 3-1-6 最終処分場の設置状況(令和2年4月1日現在)

最終		高知県		高知市			
処分場	施設数	許可容量 (m³)	残容量 (m³)	施設数	許可容量 (m³)	残容量 (m³)	
遮断型	_	_	_	_	_	_	
安定型	9	2, 109, 553	1, 144, 089	2	458, 497	372, 237	
管理型	1	111, 550	28, 786	_	_	_	
合計	10	2, 221, 103	1, 172, 875	2	458, 497	372, 237	

(千t)



| 減量化目標に係る項目

- 注1) ()は(5)排出量に対する割合
- 注2) 量及び割合は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- 注3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、図中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

図 3-1-6 産業廃棄物詳細処理フロー(令和元年度)

表 3-1-7 処理フローの用語の定義

フロ一図 No.		項目	定義
(1)	不要物等発生量		事業所内で生じた産業廃棄物量及び有償物量
(2)	有償物量		(1) の発生量のうち、中間処理されることなく、有償で売却した量
(3)	総排	出量	(1)の発生量のうち、(2)の有償物量を除いた量
(4)	動物	のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
(5)	排出	1量	(3)の総排出量のうち、(4)の動物のふん尿を除いた量
(6)		自己中間処理量	(5)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
(7)		自己未処理量	(5)の排出量のうち、自ら中間処理しなかった量
(8)		自己中間処理後量	(6)で自己中間処理された後の廃棄物量
(9)	自己	自己減量化量	(6)の自己中間処理量から(8)の自己中間処理後量を差し引いた量
(10)	処	自己未処理自己再生利用量	(7)の自己未処理量のうち、有償で売却できないものを自ら利用した量
(11)	理	自己中間処理後再生利用量	(8)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は有償で売却した量
(12)		自己中間処理後自己最終処分量	(8)の自己中間処理後量のうち、自ら最終処分した量
(13)		自己未処理自己最終処分量	(7)の自己未処理量のうち、自ら最終処分した量
(14)		委託処理量	(7)の自己未処理量及び(8)の自己中間処理後量のうち、中間処理及び最終 処分を委託した量
(15)		委託中間処理量	(14)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
(16)	=	委託直接最終処分量	(14)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分 された量
(17)	委託	委託中間処理後量	(15)で中間処理された後の廃棄物量
(18)	処	委託減量化量	(15)の委託中間処理量から(17)の委託中間処理後量を差し引いた量
(19)	理	委託中間処理後再生利用量	(17)の委託中間処理後量のうち、処理業者等が自ら利用し又は有償で売却 した量
(20)		委託中間処理後最終処分量	(17)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
(21)		委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量
(22)	最終	S 処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
(23)	再生	利用量	排出事業者と処理業者等で再生利用された量の合計
(24)	資源	化量	有償物量と動物のふん尿と再生利用量の合計
(25)	減量	七 化量	排出事業者と処理事業者等の中間処理により減量された量の合計

2. 前回の計画目標の達成状況と課題

- (1)前回の計画目標の達成状況
- ア. 令和2年度の本県の産業廃棄物減量化目標

前回の「高知県廃棄物処理計画(平成28年3月)」において、本県の産業廃棄物の減量化 目標は以下のとおり設定されています。

令和2年度の本県の産業廃棄物減量化目標

- 〇排出量の増加を平成26年度に対し約1パーセントに抑制します。
- 〇再生利用量を平成26年度水準(排出量の約65パーセント)に維持します。
- 〇最終処分量を平成26年度に対し約8パーセント削減します。

イ. 減量化目標に対する達成状況

前回計画の目標値は、次のとおりとなり、令和元年度の実績をみると、排出量が1,125千トン、リサイクル率が72.0パーセント、最終処分量が41千トンとなっており、排出量、リサイクル率については、現時点で目標を達成しています。

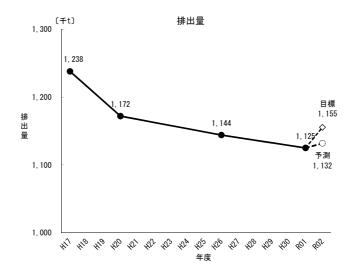
なお、最終処分量については、令和元年度の実績から見込まれる令和2年度の減量化状況 においても、目標達成は困難な見込みであります。

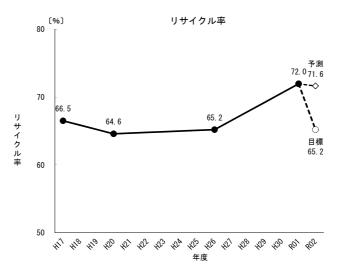
表 3-2-1 産業廃棄物の減量化目標の達成状況

項目	H26 年度 実績		R 元年度 実績		R2 年度 推計	R2 年度 目標
排出量(千t)	1, 144	→ 1.7%減	1, 125	\rightarrow	1, 132	1, 155
リサイクル率(%)	65. 2	\rightarrow	72. 0		71. 6	65. 2
(再生利用量(千 t))	(746)	6.8%増	(809)	\rightarrow	(811)	(753)
最終処分量(千 t)	42	→ 2.4%減	41	\rightarrow	42	38

(2)目標数値の達成状況からみえる課題

- ・ 産業廃棄物の排出量については、微増の傾向であるが、排出量の増加率は、平成26年度に対し、約1パーセント未満に押さえられており、目標は達成する見込みである。引き続き、排出抑制の取組を進める必要があります。
- ・ リサイクル率は、6.8 ポイント増加し、県内では積極的なリサイクルが行われていることが わかります。品目別にみると、建設業による「汚泥」、「がれき類」や下水道業による「下水道 汚泥」において、リサイクル率が高くなっています。引き続き、この高い水準を維持する取組 を進める必要があります。
- ・ 最終処分量については、減少傾向ではあるものの、下げ止まりをしており、目標達成は困難な見込みであります。品目別にみると、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の割合が多く、廃石膏ボード等がこれに該当すると考えられます。引き続き、再生利用の促進を進め、最終処分場の残余容量の確保に努め、施設延命化を図る必要があります。





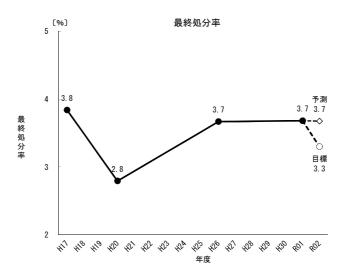


図 3-2-1 産業廃棄物の目標と実績の比較

38

3. 廃棄物発生量の見込み

(1)将来予測

産業廃棄物の発生量及び排出量は、今後とも「大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点における産業廃棄物の排出状況と業種ごとの活動量との関係は変わらない」ことと仮定して、「原単位法」により推計しました[※]。

将来における単位活動量当たりの産業廃棄物の発生量(原単位)は、現況と同じものを用いました。また、活動量は、実績値の推移状況から業種別に設定しました。

排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の割合は、現況(令和元年度)と変わらないものとして業種別・種類別に推計しました。

※ 産業廃棄物の推計方法(「原単位法」)

産業廃棄物の推計は、排出原単位と活動指標による以下の式を原則として行った。

(産業廃棄物排出量) = (排出原単位) × (地域の活動指標の推計値)

ここで、

・排出原単位:活動指標に応じた産業廃棄物の基本数値で、事業所等へのアンケートにより把握したもの

・活動指標 : 業種ごとの事業活動の目安となる指標で、以下のとおり設定し、統計資料等より推計した もの

建設業:元請完成工事高製造業:製造品出荷額

医療·福祉機関:病床数、施設定員数

その他の業種:従業者数

なお、排出元が限定されるものは、原単位法を用いた推計によらず、事業所からの回答を集計して排出量と した。

ア. 排出量

将来の産業廃棄物発生量は、令和7年度は1,190 千トン(令和元年度から2.4 パーセント増加)、令和12年度は1,225 千トン(同3.3 パーセント増加)と推計しています。

これは、産業振興の推進による経済の活発化により、産業廃棄物の発生量が増加することを考慮したものです。排出量は、令和7年度は1,153 千トン(令和元年度から2.2 パーセント増加)、令和12年度は1,192 千トン(同2.7 パーセント増加)と、こちらも令和元年度の1,128 千トンに比べて、増加すると推計しています。

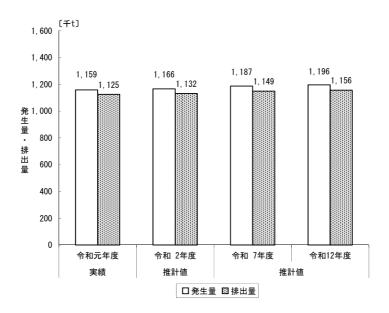


図 3-3-1 発生量、排出量の将来推計

表 3-3-1 排出量の将来推計 (業種別・種類別)

■業種別

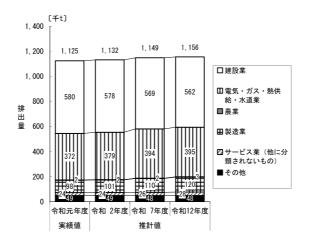
■種類別

				〔千t〕
業種	実績値			
未 1 生	令和元年度	平成2年度	平成7年度	平成 12 年度
建設業	580	578	569	562
電気・ガス・ 熱供給・水道業	372	379	394	395
農業	2	2	2	3
製造業	98	101	110	120
サービス業 (他に分類されないもの)	24	24	26	28
その他	49	49	48	48
合 計	1, 125	1, 132	1, 149	1, 156

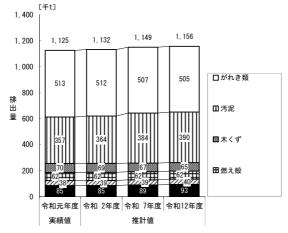
				[千t]		
種 類	実績値		推計値			
1生 块	令和元年度	平成2年度	平成7年度	平成 12 年度		
がれき類	513	512	507	505		
汚泥	357	364	384	390		
木くず	70	69	67	65		
燃え殻	62	62	62	62		
ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	38	39	39	40		
その他	85	85	89	93		
合 計	1, 125	1, 132	1, 149	1, 156		

注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

■業種別



■種類別



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 3-3-2 排出量の将来推計(業種別・種類別)

イ. 処理・処分量

処理・処分量は、排出量の増加に伴い、再生利用量、減量化量、最終処分量が増加傾向と 推計しています。

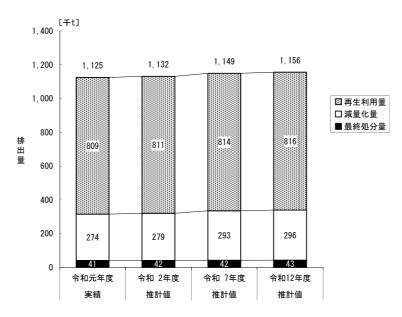
減量化量は、再生利用量の増加及び最終処分量の減少に伴って増加すると推計しています。

表 3-3-2 処理・処分量の将来推計

(千t)

					(1)
項目	実績値		推計値		
- 4 日		令和元年度	令和2年度	令和7年度	令和 12 年度
再生利用量		809	811	814	816
減量化量		274	279	293	296
最終処分量		41	42	42	43
合 計		1, 125	1, 132	1, 149	1, 156

注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 3-3-3 処理・処分量の将来推計

第4章 施策の展開

1. 中長期的な廃棄物減量化の数値目標

(1)一般廃棄物

一般廃棄物のさらなる減量化を目指し、「第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定。以下「循環基本計画」という。)」を参考にア.排出量、イ.リサイクル率、ウ.最終処分量、エ.1人1日当たりの家庭系ごみの排出量の目標値を設定する。

	本県の一般廃棄物(ごみ)の減量化目標							
目標年度	令和7年度							
	ア. 排出量を平成30年度に対し約11パーセント削減する。							
	イ. 再生利用量を約25パーセントに増加する。							
内容	ウ. 最終処分量を平成 30 年度に対し、約 16.6 パーセント削減する。							
	エ. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を537g(平成30年度に対して約9.3パーセン							
	ト削減)に削減する。							

上記の目標に対する令和7年度の各指標の目標数値は、以下のとおりとなる。

表 4-1-1 本県の一般廃棄物(ごみ)の減量化目標

項目	H30 年度 基準	R 元年度 実績	R7年度 推計	R7年度 目標
ア. 排出量 (千 t)	252	252	243	224
イ. リサイクル率(%) (再生利用量(千 t))	20. 7 (52)	20. 2 (51)	20. 0 (49)	25 (56)
ウ. 最終処分量 (千 t)	12	12	11	10
エ.1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量 (g/人・日)	592	600	596	537

ア. 排出量

循環基本計画では、一般廃棄物の排出量を令和7年度までに約38,000 千トンに削減することとしています。これは、平成30年度(全国実績42,716千トン)に対して、11パーセントを削減して達成できる数値であり、平成30年度から令和7年度まで毎年約1.6パーセントずつ削減して達成できる数値であります。

これを受け、本県では、最新の数値である平成30年度の実績251,852トンを基準にして、 平成30年度から令和7年度までの7年間で総排出量を11パーセント削減(総排出量目標値224,045トン)することを目指します。

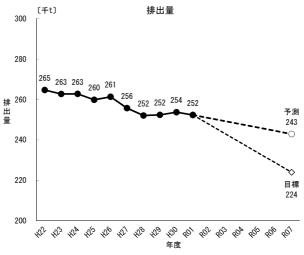


図 4-1-1 排出量の削減に係る目標

イ. リサイクル率

近年、リサイクル率は減少傾向にあります。これは、ごみの総排出量の減少や電子化による家庭からの紙類の排出量削減などが影響していると考えられます。

また、スーパーやドラッグストアでの資源化回収が常態化してきたことにより、行政が管理するごみステーションに排出される資源化物の量が減少していることも一因と推測されます。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量が近年微増の傾向にあることから、リサイクル率向上に向けた一層の取り組みが必要です。

今後、プラスチックの排出量の削減や食品ロス削減の取組により更なる再資源化が進むと考えられることから、平成30年度から令和7年度までの7年間で4.8ポイントの増加を目指します。(前回計画目標数値に同じ)

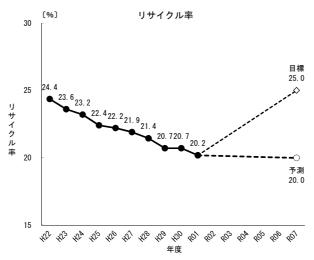


図 4-1-2 リサイクル率の増加に係る目標

ウ. 最終処分量

循環基本計画では、一般廃棄物の最終処分量を令和7年度までに約3,200千トンに削減することとしています。これは、平成30年度(全国実績3,840千トン)に対して、16.6パーセントを削減して達成できる数値であり、平成30年度から令和7年度まで毎年約2.4パーセントずつ削減して達成できる数値であります。

これを受け、本県では、最新の数値である平成 30 年度の実績 12,402 トンを基準にして、平成 30 年度から令和 7 年度までの 7 年間で総排出量を 16.6 パーセント削減(最終処分量目標値 10,336 トン)することを目指します。

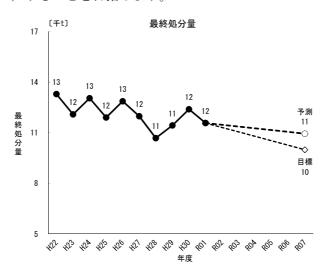


図 4-1-3 最終処分量の削減に係る目標

エ. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、ウ. リサイクル率の増加により、減少すると考えられることから、平成30年度(1人1日当たりの家庭系ごみ排出量592グラム/人・日)に対して、約9.3パーセント削減(1人1日当たりの家庭系ごみ排出量537グラム/人・日)することを目指します。(前回計画目標数値に同じ)

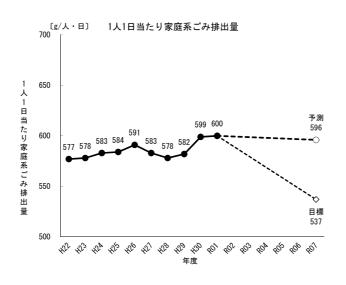


図 4-1-4 1人 1日当たり家庭から排出されるごみの量に係る目標

(2)産業廃棄物

産業廃棄物のさらなる減量化を目指し、循環基本計画を参考にア.排出量、イ.リサイクル率、ウ.最終処分量の目標値を設定します。

	本県の産業廃棄物の減量化目標							
目標年度	\$和7年度							
	ア. 排出量の増加を令和元年度に対し約1パーセントに抑制する。							
内 容	イ. 再生利用量を令和元年度水準(排出量の約72パーセント)に維持する。							
	ウ. 最終処分量を令和元年に対し、約1パーセント削減する。							

上記の目標に対する令和7年度の各指標の目標数値は、以下のとおりとなります。

項目	R 元年度 実績	R7年度 推計	R7年度 目標
ア. 排出量(千 t)	1, 125	1, 149	1, 136
イ. リサイクル率(%)	72. 0 70. 8		72
(再生利用量(千 t))	(809)	(814)	(817)
ウ. 最終処分量(千 t)	41	42	40

表 3-2-1 本県の産業廃棄物の減量化目標

ア. 排出量

循環基本計画では、産業廃棄物の排出量を令和7年度までに約390,000千トンにすることとしており、産業廃棄物排出・処理状況調査報告書平成30年度速報値(令和2年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、以下「産業廃棄物状況調査」という。)による平成30年度全国排出量では、375,772千トンとなっており、目標を満たす水準となっています。

これらの全国の状況及び本県の産業振興計画の取組等による産業の発展を鑑み、排出量の増加は、令和元年度に対し約1パーセント(排出量1,136千トン)に抑制することを目指します。

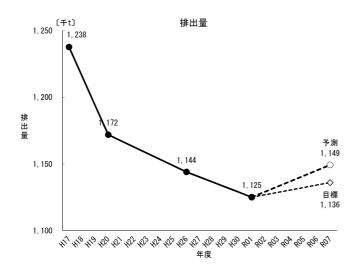


図 4-1-5 排出量の抑制に係る目標

イ. リサイクル率

本県のリサイクル率 (72.0%) は、産業廃棄物状況調査による平成 30 年度全国のリサイクル率 (52%) と比べて、大きく全国値を上回っています。

これらの全国の状況及び本県の産業振興計画の取組等による産業の発展を鑑み、リサイクル率を約72パーセントに維持することを目指します。

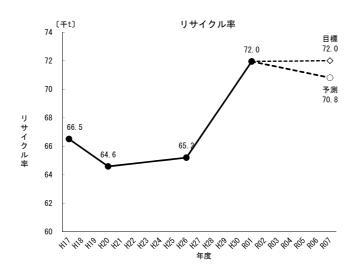


図 4-1-6 再生利用量の増加に係る目標

ウ. 最終処分量

循環基本計画では、産業廃棄物の最終処分量を令和7年度までに約10,000千トンにすることとしており、産業廃棄物状況調査による平成30年度全国の最終処分量では、約9,312千トンとなっており、目標を満たす水準となっています。

これらの全国の状況及び本県の産業振興計画の取組等による産業の発展を鑑み、最終処分量を令和元年に対し、約1パーセント削減(最終処分量目標値約40千トン)することを目指します。

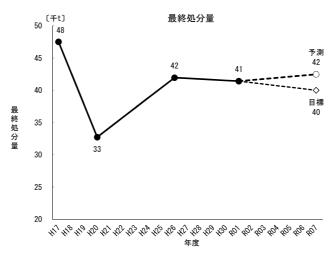


図 4-1-7 最終処分量の削減に係る目標

2. 施策の基本方針と内容

(1)主な施策

ア. 3 Rの促進

廃棄物の減量化・再生利用を促進するためには、生産・消費・廃棄・処理の各段階において、 廃棄物のリデュース(発生・排出抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)を効果 的、効率的に促進することが必要です。中でも、廃棄物の分別排出や資源としての回収等を進 め、リユース・リサイクルをさらに促進するため、県民や事業者の自発的な取組はもとより、 県・市町村・関係機関等が連携した取組の充実を図ります。

特に、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスの削減への啓発や家庭から 排出されるプラスチック製容器包装・製品に市町村等での分別回収実現に向けた検討を行いま す。

イ. 適正処理の推進

県では、これまで県・市町村・関係団体で構成する連絡協議会を開催し、不法投棄等に関する不適正処理事案の情報共有、監視パトロール、清掃活動等を行い不法投棄等の早期発見・撲滅に努めてきましたが、以前根絶にはいたっていないことから、引き続き、各機関と連携し、取組を推進していきます。

また、処理困難物の適正処理として、PCB廃棄物の処分期限が近づいており、処理が急務となっています。県としても、処理の漏れがないよう、県民への周知、フォローアップ調査を進めるとともに、処理に関する助言等を行います。

ウ. 災害廃棄物処理体制の構築

県では、南海トラフ地震の発生に伴う災害廃棄物の処理対策として、平成26年9月に「高知県災害廃棄物処理計画 ver.1」を策定し、その後も残された課題への対応策を検討し、その内容を踏まえて、平成31年3月に「高知県災害廃棄物処理計画 ver.2」を策定したところです。

しかしながら、これらの災害は、一つの市町村だけでは対応できないことが懸念されており、 国・県・市町村・廃棄物処理事業者・団体等との連携を進め、さらなる広域処理体制の構築に 向けた検討が必要です。

これを受け、平成30年度に県内を6ブロックに分けた「災害廃棄物処理広域ブロック協議会」を設置し、各ブロックの地域特性等考慮した、各市町村の役割分担や事務処理手続きをあらかじめ検討し決定して行くことにより、災害時の適正かつ迅速な災害廃棄物の処理体制を構築するための取組を進めていきます。

エ. 環境に対する意識の醸成

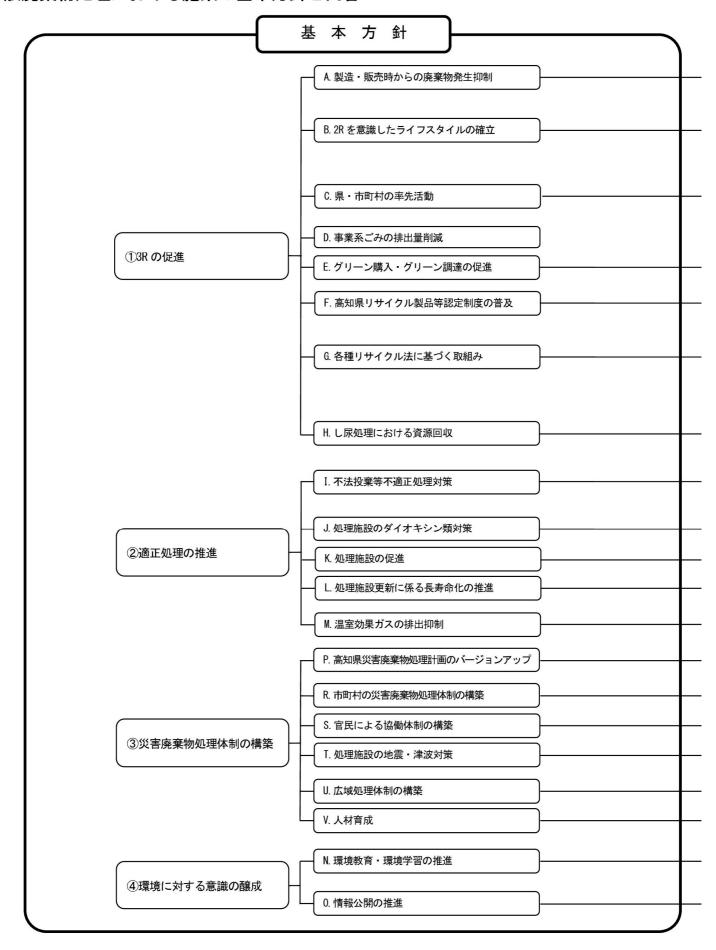
廃棄物の減量化・再生利用の促進及び廃棄物の適正処理をしていくためには、県民理解による廃棄物の分別排出や資源としての回収等を進める必要があります。そのために、「①3Rの促進」「②適正処理の推進」「③災害廃棄物処理体制の構築」について、積極的な県等からの情報発信により、県民及び事業者等の意識の醸成を図っていきます。

また、定期的に県民世論調査を実施し、意識の変化を把握して取組の参考としていきます。

(2)各施策の基本方針と内容

各施策の基本方針と内容については、次頁からの「一般廃棄物における施策の基本方針と内容」、「産業廃棄物における施策の基本方針と内容」に示すとおりです。

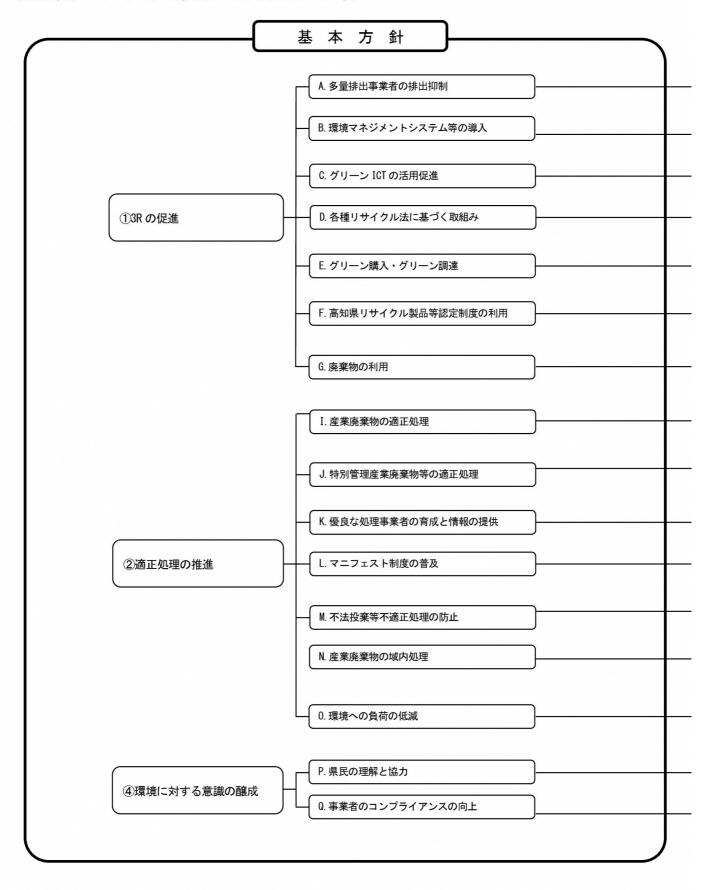
一般廃棄物処理における施策の基本方針と内容



施策の内容

- ○環境配慮設計による材料を無駄にしない設計や製造方法の検討、廃棄時の分別のしやすさやリサイクル性の向上を推奨
- ○過剰包装の見直し、簡易包装や有料化等の削減対策を推奨
- 〇リユース製品の拡大を推奨
- ○製品を使う側としての責任ある消費活動を推奨
- ○購入時の過剰包装の辞退やプラスチックレジ袋の有料化とマイバッグ使用の啓発
- ○繰り返し使用できる製品の使用を推奨
- 〇生ごみ等排出時の水切りの徹底を推奨
- ○県の公共施設からのごみの排出を抑制
- 〇市町村の循環利用に対する取組みを支援
- 〇地域のごみ問題に取り組む団体やNPO の活動を支援
- ○事業者の自主的な減量化、資源化を推奨
- ○環境への負荷の少ない製品の購入・調達(グリーン購入)の推奨
- 〇市町村、県、事業者によるグリーン購入を促進
- 〇循環資源を利用して製造された製品、環境配慮型事業所、エコショップ認定の拡大
- 〇制度の普及促進と PR の推進
- ○「容器包装リサイクル法」に基づく市町村の分別収集と適正処理の検討を支援
- ○「小型家電リサイクル法」に基づく市町村による回収体制の構築と住民への普及・啓発を支援
- ○食品ロスの削減についての普及啓発と食品関連企業の取組みの紹介
- 〇プラスチック製容器包装・製品の分別回収の検討を支援
- ○食品ロス削減推進計画の策定(県民生活・男女共同参画課)
- ○紙類のリサイクルを促進
- 〇し尿処理におけるメタンガス、リンの回収を促進
- 〇市町村の不法投棄や散乱ごみの防止対策を支援
- 〇関係機関との不法投棄等の情報の積極的共有
- ○福祉保健所を拠点とした地域の監視パトロール、緊急撤去
- ○環境美化月間等を通じた官民連携による清掃活動の実施
- ○処理状況の把握とダイオキシン類対策への助言・指導を継続
- ○マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル施設の整備に関する技術的助言
- 〇ストックマネジメントによる長寿命化・既存施設の有効利用、強靭化を支援
- 〇新たな広域化計画による一般廃棄物処理施設の効率的な運用と整備の促進
- 〇既存施設の改修時の省エネルギー化、温室効果ガス排出抑制を指導
- 〇「高知県災害廃棄物処理計画」のブラッシュアップによる実効性の向上
- ○国の行動指針や最新の知見の反映
- 〇災害廃棄物処理広域ブロック協議会の開催及び広域処理の検討の継続
- ○事業者団体等との協力協定の締結及び連携強化
- O処理施設のBCP(事業継続計画)の策定を促進
- 〇処理施設の耐震化と南海トラフ巨大地震を考慮した処理能力の検討及び把握
- ○県内・外における広域処理の仕組みづくりに関する調整・支援
- ○講演会及び図上・実動訓練の実施の継続
- ○県民や事業者による環境教育・環境学習の取組みを支援
- ○学校教育における啓発資料の収集・提供
- 〇住民団体による環境学習活動を支援
- 〇一般廃棄物に関する排出量、処理・処分状況等の情報の把握と県民への公開
- ○ごみ焼却施設の維持管理データの積極的な公開を促進

産業廃棄物処理における施策の基本方針と内容



施策の内容

- ○多量排出事業者に対する処理計画の作成と計画実施時の指導の徹底
- 〇排出抑制のための情報提供の実施
- 〇事業者のエコアクション 21 や環境マネジメントシステム (EMS) などの導入の推奨・支援
- OSDGs を取り入れた企業活動の推奨
- OICT (情報通信技術) の活用によるペーパレス化による廃棄物の排出抑制を促進
- 〇公共工事から排出される産業廃棄物の再生利用の継続と民間事業への普及拡大
- ○循環利用可能な品目の拡大の促進
- ○環境負荷の少ない製品の購入・調達(グリーン購入)の推奨
- ○市町村、事業者へのリサイクル製品購入の促進
- ○「高知県リサイクル製品等認定制度」の普及
- 〇認定製品や認定エコショップ、環境配慮型事業所の PR
- 〇木質バイオマス発電から生じる燃焼灰等の有効活用等、マテリアルリサイクルに関する情報提供
- ○廃棄物の焼却による熱エネルギーの有効活用等、サーマルリサイクルの情報提供
- ○資源循環関連産業の情報提供と再生材の用途拡充の推奨
- 〇排出事業者及び処理事業者に対する適正処理の指導
- OPCB 廃棄物の適正な保管と早期処理の推進
- 〇廃石膏ボード、鉱さい、燃え殻の再生利用の促進
- ○特定有害産業廃棄物の適正な取扱いと処理処分に対する助言・指導
- 〇「優良産廃処理業者認定制度」の普及と排出事業者に対する優良な処理事業者の周知
- ○マニフェスト制度の普及、交付状況報告の徹底
- ○電子マニフェストの利用促進による排出事業者の負担軽減と処理の透明性確保
- ○不適正処理の未然防止のための啓発及び早期対処のため、廃棄物監視員によるパトロールの継続
- ○事業者への立入検査の実施
- 〇必要な処理能力を確保するための公共関与を含めた施設整備の検討
- 〇廃棄物処理法及び高知県産業廃棄物処理指導要綱に基づく施設整備の指導
- 〇産業廃棄物処理施設の設置及び改良時における温室効果ガス排出抑制対策の指導
- 〇産業廃棄物処理施設・最終処分場のダイオキシン類等有害物質の排出状況の監視、指導
- 〇生分解性プラスチック製品の使用 PR と産業界との連携
- 〇産業廃棄物の排出・処理状況や再生利用に関する情報の提供
- ○廃棄物に関する講習会を通じて、排出抑制や適正処理の励行を促進
- ○法令改正や規制に関する情報の周知

第5章 計画を円滑に推進するための役割

循環型社会を構築するため、県民、排出事業者、処理事業者、市町村及び県がそれぞれ次の役割に応じて行動することが求められます。

表 5-1-1 関係者と県の役割

主 体	求められる役割
	○廃棄物の発生の少ない商品や繰り返し使用できる商品の選択、長期間使用、食べきり・使
	い切り等により、一般廃棄物の排出抑制に努める。
県 民	○使わなくなった物のうち有用なものを製品として再使用する。
	○市町村等による分別・リサイクル等の循環的利用の取組みに協力する。
	○原材料の選択や製造・輸送工程の工夫、不要品の有効利用等により、廃棄物の排出抑制に
 	努める。
排出事業者 	○分別・リサイクル等の循環的利用に努める。
	○法令を遵守し、廃棄物処理事業者への処理委託等により廃棄物を適正に処理する。
	○法令を遵守し、廃棄物を適正に処理する。
 処理事業者	○分別・リサイクル等の循環的利用に努める。
处 性事 未有	○講習等を通じて知識や処理技術の向上に努める。
	○施設や処理状況に関する情報等の公開により、住民への信頼の確保に努める。
	○NPOや教育機関、学識経験者等と連携した普及啓発や情報提供、環境教育等により、住
	民とともに取組を推進する。
	○分別収集の推進及び再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用を推進する。
市町村	○一般廃棄物を適正に処理する。
	○小売業者に引取義務のない廃家電や使用済小型家電等の回収体制の構築や住民への普及
	啓発を推進する。
	○災害廃棄物の処理体制の構築を推進する。
	○市町村への技術的助言等、関係機関と連携して施策を推進する。
	○市町村等職員の人材育成を支援する。
	○事業者への指導監督に努める。
県	○事業者及び県民から施策の推進に寄与する情報の収集に努める。
	○民間事業者による処理能力確保を基本としつつ、必要な廃棄物処理施設の整備を推進す
	る 。
	○県内における災害廃棄物の広域処理体制の構築を支援する。

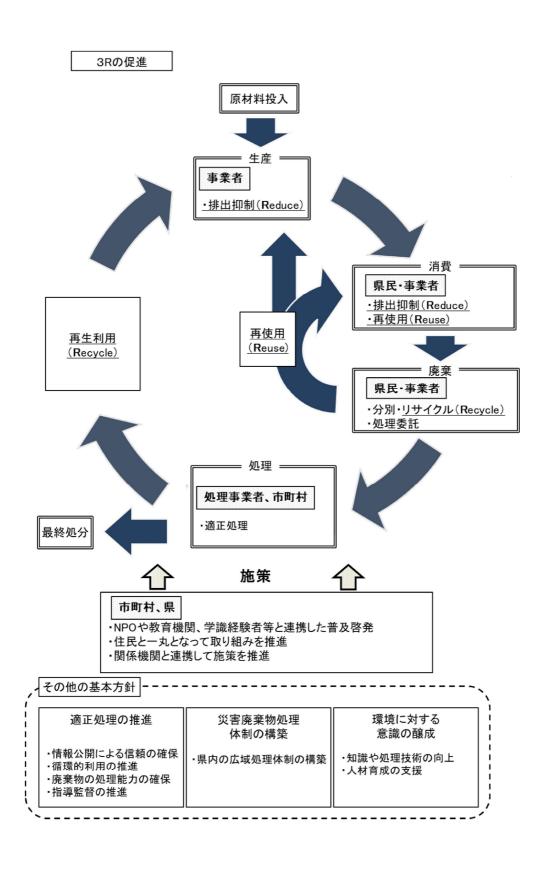


図 5-1-1 循環型社会の各段階における各主体の役割

資 料 編

資料編1.一般廃棄物(県内各広域ブロックにおけるごみ処理の現状)

1. 安芸広域ブロック

(1)ブロックの市町村概要と将来推計

ブロック名		安芸広域										
面積(km²)		1,129 室戸市 東洋町 安芸市 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村										
構成市町村	室戸市	東	羊町	安芸	吉市	奈半利	町田	野町	安田町	北川村	馬路村	芸西村
(ごみ処理)		安芸広域市町村圏事務組合 将来推計(ごみ量)										
	項目	将来		将	来推計	(ごみ量))			安 華	広域	
	単位	推計		ごみ排	出区分	:	処理区分	}		〔千t〕	〔千人〕	
		人口	計	家庭系 ごみ	事業系 ごみ	資源化 量	減量化 量	最終 処分量	20	_		50
	年度	(千人)	(千t)	(千t)	(千 t)	(千t)	(千t)	(千t)	15 -			40
	令和 2年度	46	17	15	2	4	12	0	-			30
将来推計	令和 7年度	43	16	14	2	4	12	0	ご み 10 - 排 出量	-		人 20 ^口
132/3/241	令和12年度	41	15	14	2	4	11	0	量 5 -			- 10
	令和17年度	39	15	13	2	4	11	0				1 10
	令和22年度	38	14	13	2	4	10	0	0		記 記記 記記 1 17 R22 R27 R E度	32 0
	令和27年度	37	14	12	2	3	10	0	Г	# 家庭系ごみ		74
	令和32年度	36	13	12	2	3	10	0		→ 人口		

(2)ごみ処理施設の概要(本編 p8 表 2-1-2)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始 年度	発電	熱利用
安芸広域	安芸広域市町村圏	安芸広域メルトセンター	80	17, 952	ガス化溶融改質	2	2006 (平成 18)	0	0

(3)資源化施設の概要(本編p10表 2-1-5)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始 年度	備考
	安芸市	安芸市 リサイクルプラザ	18. 2	827	リサイクル プラザ	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類、不燃ごみ、粗大ごみ	2000 (平成 12)	
安芸広域	奈半利町	奈半利町クリーンセンター 不燃物処理施設	16	57	ストック ヤード	可燃ごみ	1988 (昭和 63)	
	芸東衛生組合	芸東衛生組合 佐喜浜リサイクルセンター	5	680	容器包装 リサイクル 推進施設	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類	1983 (昭和 58)	

ブロック	事業主体	施設名	埋立地 面積 (m²)	全体容積 (m³)	埋立容量 (㎡/年度)	残余容量 (m³)	処理対象廃棄物	埋立 開始 年度	終了	処分場 の現状
	安芸市	安芸市一般廃棄物 最終処分場	12, 500	48, 000	0	18, 577	焼却残渣 (主灰)、不燃ごみ、 破砕ごみ・処理残渣	1995 (平成 7)	2015 (平成 27)	休止
	奈半利町	奈半利町茄子谷 廃棄物処分場	4, 500	20, 528	10	5, 160	不燃ごみ	1990 (平成 2)	2050 (平成 62)	埋立中
安芸広域	田野町	田野町築地 不燃物処理場	960	7, 000	43	3, 868	不燃ごみ、破砕ごみ・処理残渣	2001 (平成 13)	2020 (令和 2)	埋立中
	安田町	安田町不燃物 埋立処分地	8, 747	90, 000	0	81, 253	不燃ごみ	1980 (昭和 55)	2017 (平成 29)	休止
	芸東衛生組合	芸東衛生組合室津埋立 地	4, 700	19, 800	28	1, 500	不燃ごみ	1996 (平成 8)	2013 (平成 25)	埋立中

2. 中央東部ブロック

(1)ブロックの市町村概要と将来推計

ブロック名							中央	東部	
面積(km²)							79	0	
構成市町村	南国市	香	南市	香	美市				
(ごみ処理)		香南清	掃組合	•					
	_==	125 +		将	子来推計	(ごみ量))		
	項目 単位	将来 推計		ごみ排	出区分		処理区分	}	中央東部 (千人)
	/単位	(人口)	計	家庭系	事業系	資源化	減量化	最終	35 [] 120
	年度	()(1)		ごみ	ごみ	量	量	処分量	30 - 100
	12	(千人)	(千t)	(千t)	(千 t)	(千t)	(千t)	(千t)	
	令和 2年度	106	31	22	9	4	23	4	20 - 80
将来推計	令和 7年度	102	31	22	9	4	23	4	- こ 20 c
	令和12年度	98	30	21	9	4	22	3	10
	令和17年度	94	29	20	9	4	22	3	
	令和22年度	91	28	19	9	4	21	3	
	令和27年度	87	27	19	9	4	20	3	□□□□ 家庭系ごみ □□□ 事業系ごみ
	令和32年度	84	27	18	9	4	20	3	→ 人口

(2)ごみ処理施設の概要(本編 p8 表 2-1-2)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始 年度	発電	熱利用
中央東部	香南清掃組合	香南清掃組合まほろば クリーンセンター	120	27, 887	焼却	2	2017 (平成 29)	0	0

ブロック	事業主体	施設名	埋立地 面積 (m²)	全体容積(m³)	埋立容量 (m³/年度)	残余容量 (m³)	処理対象廃棄物	埋立 開始 年度	終了	処分場 の現状
中央東部	南国市	南国市一般廃棄物 最終処分場	16, 300	83, 000	2, 230	52, 180	焼却残渣 (主灰)、不燃ごみ、 破砕ごみ・処理残渣	2002 (平成 14)	2016 (平成 28)	埋立中
中犬果部	香美市	香美市立 一般廃棄物処理場	9, 000	54, 000	0	14, 343	不燃ごみ、粗大ごみ	1970 (昭和 45)	2016 (平成 28)	埋立中

3. 中央中部ブロック

(1)ブロックの市町村概要と将来推計

ブロック名							中央	中部	
面積(km²)							1, 0	166	
構成市町村	高知市	本	山町	大豐	豊町	土佐町	ナ	川村	
(ごみ処理)	(直営)		(嶺北広均	或行政事	事務組合	·)		
	項目	将来		将	来推計	(ごみ量))		
	単位	推計		ごみ排	出区分		処理区分	}	中央中部 …
	\	(人口)	計	家庭系	事業系	資源化	減量化	最終	140
	年度	()(=)		ごみ	ごみ	量	量	処分量	120
	+12	(千人)	(千t)	(千t)	(千 t)	(千t)	(千 t)	(千 t)	100 - 300
	令和 2年度	343	126	82	44	22	102	2	250
将来推計	令和 7年度	336	125	81	44	22	101	2	- 150 - 200 人 - 150 - 1
	令和12年度	331	124	80	44	22	100	2	元 排 指 60 出 量 40 20 - 150 - 100 - 50
	令和17年度	324	123	78	45	22	99	2	
	令和22年度	317	121	76	45	21	98	2	0 LB31 B31 B31 B31 B31 B31 B31 B31 D R 2 R 7 R12 R17 R22 R27 R32 年度
	令和27年度	310	120	75	45	21	97	2	□□□□ 事業系ごみ ■■■事業系ごみ
	令和32年度	303	118	73	45	21	96	2	→ 人口

(2)ごみ処理施設の概要(本編 p8 表 2-1-2)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始 年度	発電	熱利用
中央中部	高知市	高知市清掃工場	600	113, 231	焼却	3	2001 (平成 13)	0	0
中关中部	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター	16	2, 497	焼却	1	1996 (平成 8)	-	_

(3)不燃・粗大ごみ処理施設の概要(本編 p9 表 2-1-4)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	処理方式	処理対象廃棄物	使用開始 年度
中央中部	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター 粗大ゴミ処理工場	6	287	併用*1	粗大ごみ、不燃ごみ	1996 (平成 8)

(4)資源化施設の概要 (本編 p10 表 2-1-5)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始 年度	備考
中央	高知市	高知市菖蒲谷 プラスチック減容工場	28	2, 722	容器包装 リサイクル 推進施設	ペットボトル、プラスチック	1990 (平成 2)	
中部	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター 資源化処理工場	6	222	その他	紙類、金属類、ペットボトル、 布類	1996 (平成 8)	

ブロック	事業主体	施設名	埋立地 面積 (m²)	全体容積 (m³)	埋立容量 (m³/年度)	残余容量 (m³)	処理対象廃棄物	埋立 開始 年度	終了	処分場 の現状
中央中部	高知市	高知市 三里最終処分場	63, 300	698, 000	2, 571	123, 369	不燃ごみ,その他	1985 (昭和 60)	2043 (令和 25)	埋立中
中关中部	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域一般廃棄物 最終処分場	3, 200	16, 000	227	2, 946	焼却残渣(主灰)、その他、 焼却残渣(飛灰)、 破砕ごみ・処理残渣	2001 (平成 13)	2023 (令和 5)	埋立中

4. 中央西部ブロック

(1)ブロックの市町村概要と将来推計

ブロック名							中央i	西部		
面積(km²)							1, 1			
構成市町村	土佐市	い	の町	日福		仁淀川田	町 佐	川町	越知町	
(ごみ処理)	(高知中:	央西部 /	却処理	事務組	合)	(高吾	北広域	断村事	務組合)	
	項目	将来		将	来推計	(ごみ量))			+ +
	単位	推計		ごみ排	出区分		処理区分	} 	(∓	中央西部 [千人]
	1	(人口)	計	家庭系	事業系	資源化	減量化	最終	30	80
	年度	(* ** * * /		ごみ	ごみ	量	量	処分量	25 -	- 70
		(千人)	(千t)	(千t)	(千 t)	(千 t)	(千 t)	(千 t)		- 60
	令和 2年度	75	25	20	5	4	18	3	20 -	50
 将来推計	令和 7年度	69	24	18	5	4	17	3	ご み 排 出量 10	- 40 A
	令和12年度	65	23	17	5	3	16	3		- 40 人 - 30 - 20 - 10
	令和17年度	60	22	16	6	3	16	3	5 -	81 18881 1888 1888 1888 1888 1
	令和22年度	56	21	15	6	3	15	2	O LESS	1 B3
	令和27年度	52	20	14	6	3	14	2	E	事業系ごみ 事業系ごみ
	令和32年度	49	19	13	6	3	14	2	_	← 人口

(2)ごみ焼却施設の概要(本編 p8 表 2-1-2)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始 年度	発電	熱利用
中央西部	高知中央西部 焼却処理事務組合	北原クリーンセンター	120	13, 578	焼却	2	2001 (平成 13)	-	0
中类四部	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター	60	7, 456	焼却	2	1993 (平成 5)	-	0

(3)不燃・粗大ごみ処理施設の概要(本編 p9 表 2-1-4)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	処理方式	処理対象廃棄物	使用開始 年度
	土佐市	土佐市北原クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	10	1, 034	併用	粗大ごみ、不燃ごみ、 資源ごみ	1998 (平成 10)
中央西部	土佐市	土佐市北原クリーンセンター 粗大ごみ圧縮機	3	11	圧縮**2	粗大ごみ、資源ごみ	1988 (昭和 63)
	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター 粗大ごみ処理施設	10	506	併用	粗大ごみ、不燃ごみ	1993 (平成 5)

(4)資源化施設の概要 (本編 p10 表 2-1-5)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始 年度	備考
中央	いの町	吾北塵芥処理場	1	0	その他	金属類	1997 (平成 9)	休止
西部	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター 資源ごみ選別施設	10	374	その他	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類、不燃ごみ、 その他	1995 (平成 7)	

ブロック	事業主体	施設名	埋立地 面積 (m²)	全体容積(m³)	埋立容量 (㎡/年度)	残余容量 (m³)	処理対象廃棄物	埋立 開始 年度	埋立 終了 年度	処分場 の現状
中央西部	土佐市	土佐市一般廃棄物 最終処分場	15, 000	122, 000	1, 436	79, 596	焼却残渣 (主灰)、不燃ごみ、 焼却残渣 (飛灰)、 破砕ごみ・処理残渣	1994 (平成 6)	2027 (令和 9)	埋立中
中关四部	高吾北広域 町村事務組合	高吾北広域町村事務組合 高吾北処理センター	2, 400	19, 000	0	1, 335	焼却残渣(主灰)、 焼却残渣(飛灰)、 破砕ごみ・処理残渣	2002 (平成 14)	2020 (令和 2)	埋立中

5. 高幡広域ブロック

(1)ブロックの市町村概要と将来推計

ブロック名							高幡原	広域			
面積 (km²)							1, 4	05			
構成市町村	須崎市	中土佐	- FFT -	津	野町		梼原町		万十町		
一番人人のような	ス門口	T T 12	L PH J	葉山	_	聿野			וייין כי		
(ごみ処理)	(高軸	番東部清	掃組合	l .				(全	直営)		
	項目	将来		将	来推計	(ごみ量)				高幡広域	
	単位	推計		ごみ排	出区分		処理区分	<u></u>		(+	
	1	(人口)	計	家庭系	事業系	資源化	減量化	最終		20	60
	年度	()(-)		ごみ	ごみ	量	量	処分量		_ _•	50
	12	(千人)	(千t)	(千t)	(千 t)	(千t)	(千 t)	(千 t)		15 -	
	令和 2年度	53	17	13	4	9	7	1			40
将来推計	令和 7年度	49	16	12	4	9	7	1	ごみ排出量	10 -	30 A
	令和12年度	46	16	12	4	8	7	1	童	5 -	30 d - 20
	令和17年度	44	16	11	5	8	6	1			
	令和22年度	42	16	11	5	8	6	1		O R	<u>間 日記 日記 日記 日記 日記 日記 日記 </u> 0 2 R 7 R12 R17 R22 R27 R32 年度
	令和27年度	40	15	10	5	8	6	1		E	
	令和32年度	39	15	10	5	8	6	1			<u>◆</u>

(2)ごみ焼却施設の概要(本編 p8 表 2-1-2)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始 年度	発電	熱利用
高幡広域	四万十町	クリーンセンター銀河	25	5, 211	焼却	2	2002 (平成 14)	-	-

(3)ごみ固形燃料化施設の概要(本編 p8 表 2-1-3)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	処理対象廃棄物	使用開始 年度
高幡広域	津野山広域町村 事務組合	津野山広域事務組合 クリーンセンター四万十	6	1, 095	固形燃料化 (RDF)	可燃ごみ	1998 (平成 10)
高幡仏 以	高幡東部清掃組合	ごみ固形燃料化施設	53	8, 204	固形燃料化(RDF)	可燃ごみ、 生ごみ (厨芥類)	2002 (平成 14)

(4)資源化施設の概要(本編 p10 表 2-1-5)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始 年度	備考
	須崎市	須崎市 クリーンセンター横浪	6. 2	875	リサイクル プラザ	金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック、可燃ごみ、 不燃ごみ	2004 (平成 16)	
高幡	中土佐町	中土佐町 ストックヤード施設	2	271	容器包装 リサイクル 推進施設	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類	2003 (平成 15)	
広域	中土佐町	中土佐町適正処理困難物 積替保管施設	1	6	その他	プラスチック、その他	2004 (平成 16)	
	梼原町	梼原町土づくりセンター	4	779	ごみ堆肥化 施設	し尿、家庭系生ごみ、 事業系生ごみ	1994 (平成 6)	

(0	/ /////////////////////////////////////		(1.1.4VIII) P		. 0/					
ブロック	事業主体	施設名	埋立地 面積 (m²)	全体容積 (m³)	埋立容量 (m³/年度)	残余容量 (m³)	処理対象廃棄物	埋立 開始 年度		処分場 の現状
	須崎市	須崎市廃棄物 埋立処分場	11, 000	91, 000	185	63, 180	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、 破砕ごみ・処理残渣	2004 (平成 16)	2018 (平成 30)	埋立中
	中土佐町	中土佐町七浦 不燃物埋立処理場	4, 600	24, 000	24	3, 425	不燃ごみ	1995 (平成 7)	2010 (平成 22)	埋立中
高幡広域	中土佐町	中土佐町栂ノ川 不燃物埋立処理場	800	5, 600	0	570	不燃ごみ	1987 (昭和 62)	2010 (平成 22)	埋立中
	四万十町	クリーンセンター銀河	2, 100	12, 700	530	2, 576	焼却残渣(主灰)、 焼却残渣(飛灰)、 破砕ごみ・処理残渣	2002 (平成 14)	2021 (平成 33)	埋立中

6. 幡多広域ブロック

(1)ブロックの市町村概要と将来推計

ブロック名							幡多	広域		
面積(km²)							1, 5	62		
構成市町村	土佐清水市	四万	7十市	宿司	き 市	大月町	T =	原村	黒潮町	
(ごみ処理)			(幡	多広域で	市町村園					
	項目	将来		将	来推計	(ごみ量))			
	単位	推計		ごみ排	出区分		処理区分	}	ſŦ	幡多広域 Ft〕 〔千人〕
		(人口)	計	家庭系	事業系	資源化	減量化	最終	40] 100
	年度	()(1)		ごみ	ごみ	量	量	処分量	35 -	
	T/X	(千人)	(千t)	(千t)	(千 t)	(千t)	(千 t)	(千 t)	30 -	
	令和 2年度	84	32	24	8	6	24	2	25 -	60
将来推計	令和 7年度	78	31	23	8	6	24	2	ご み 20 - 排 出 出 15 -	- 40 ^C
	令和12年度	74	31	23	8	6	23	2	重 10 -	- 40 - 20
	令和17年度	69	30	22	8	6	23	2	5 -	
	令和22年度	65	30	21	8	6	22	2	0 LES	2 R 7 R12 R17 R22 R27 R32 年度
	令和27年度	60	29	21	8	6	22	1	E	□□□■事業系ごみ
	令和32年度	57	29	20	8	6	22	1	_	人口

(2)ごみ焼却施設の概要(本編 p9 表 2-1-2)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始 年度	発電	熱利用
幡多広域	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター	140	30, 817	ガス化溶融 改質	2	2002 (平成 14)	0	0

(3)不燃・粗大ごみ処理施設の概要(本編 p9 表 2-1-4)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	処理方式	処理対象廃棄物	使用開始 年度
幡多広域	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター	5	950	破砕	粗大ごみ	2002 (平成 14)

(4)資源化施設の概要 (本編 p10 表 2-1-5)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始 年度	備考
	宿毛市	宿毛市不燃物処理施設	20	28	ストック ヤード	金属類	1982 (昭和 57)	
幡多	土佐清水市	土佐清水市 リサイクルセンター	4	61	リサイクル センター	金属類、ガラス類	1999 (平成 11)	
広域	四万十市	西土佐ごみ処理場	9	146	ストック ヤード	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類、粗大ごみ	1975 (昭和 50)	
	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター リサイクルプラザ	19	836	リサイクル プラザ	紙類、その他資源ごみ、 ペットボトル	2003 (平成 15)	

ブロック	事業主体	施設名	埋立地 面積 (m²)	全体容積(m³)	埋立容量	残余容量 (m³)	処理対象廃棄物	埋立 開始 年度		処分場 の現状
幡多広域	宿毛市	宿毛市環境管理 センター	13, 700	115, 000	1, 381	58, 821	不燃ごみ、粗大ごみ	1996 (平成 6)	2060 (令和 42)	埋立中
	宿毛市	宿毛市母島 不燃物処理場	760	1, 700	0	400	不燃ごみ	1990 (平成 2)	2010 (平成 22)	休止
	土佐清水市	土佐清水市不燃物 処理センター	13, 600	114, 707	300	19, 957	不燃ごみ、その他、 破砕ごみ・処理残渣	1989 (平成元)		埋立中
	大月町	大月町環境 クリーンセンター	7, 000	21, 000	609	3, 822	焼却残渣(主灰)、溶融飛灰、 不燃ごみ、焼却残渣(飛灰)、 粗大ごみ	1998 (平成 10)	2028 (令和 10)	埋立中

資料編2. 産業廃棄物

1. 排出量(動物のふん尿を除く)

産業廃棄物の業種別排出量について、表 2-1-1 及び図 2-1-1 に示す。

資料表 2-1-1 業種別排出量及び業種別排出量の割合

[千t]

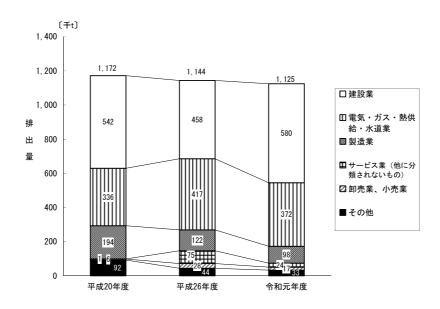
業種	建設業	電気・ガス・熱供給・水道業	製造業	サービス業 (他に分類され ないもの)	卸売業、小売業	その他
高知県	580	372	98	24	17	33
	(51.5%)	(33. 1%)	(8.8%)	(2. 1%)	(1.5%)	(3.0%)
全 国	101453	101229	78084	52	1667	15623
	(34.0%)	(34.0%)	(26. 2%)	(0.0%)	(0.6%)	(5. 2%)

比較年度 高知県:令和元年度 全国:平成30年度

注1) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注2) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

出典:「産業廃棄物の排出及び処理状況等(平成30年度速報値)(令和2年3月 環境省)」



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

資料図 2-1-1 業種別排出量の推移

産業廃棄物の種類別排出量について、表 2-1-2 及び図 2-1-2 に示す。

資料表 2-1-2 種類別排出量及び種類別排出量の割合

(千t)

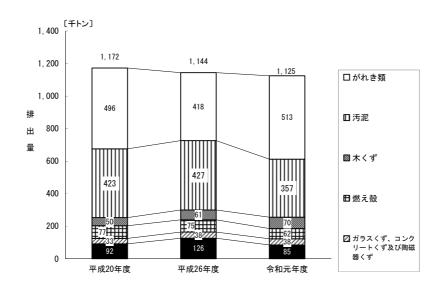
業種	がれき類	汚泥	木くず	燃え殻	ガラスくず、コンクリ ートくず及び陶磁器 くず	その他
高知県	513	357	70	62	38	85
	(45. 6%)	(31. 7%)	(6. 2%)	(5.5%)	(3. 4%)	(7. 6%)
全 国	60497	166938	7458	1866	7761	53589
	(20. 3%)	(56.0%)	(2.5%)	(0.6%)	(2. 6%)	(18. 0%)

比較年度 高知県:令和元年度 全国:平成30年度

注1) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注2) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

出典:「産業廃棄物の排出及び処理状況等(平成30年度速報値)(令和2年3月 環境省)」

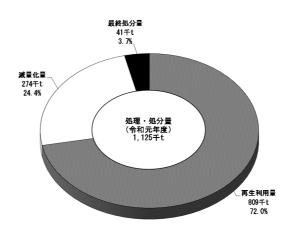


注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

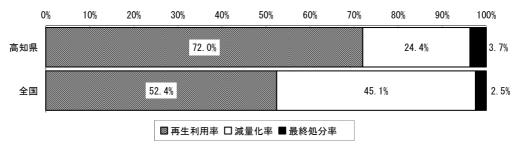
資料図 2-1-2 種類別排出量の推移

2. 処理·処分

産業廃棄物の処理・処分の状況について、図 2-2-1 から図 2-2-2 に示す。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。 資料図 2-2-1 処理・処分量(令和元年度)



比較年度

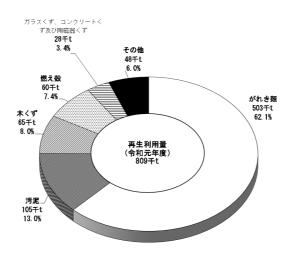
高知県: 令和元年度 全国: 平成 30 年度

注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典:「産業廃棄物の排出及び処理状況等(平成30年度速報値)(令和2年3月 環境省)」

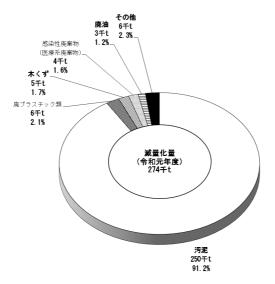
資料図 2-2-2 処理・処分量に占める割合(全国との比較)

産業廃棄物の再生利用の状況について、図 2-2-3 に示す。

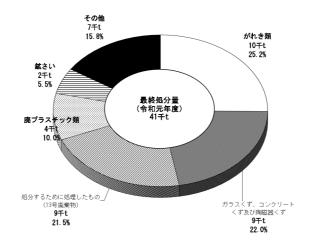


注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。 資料図 2-2-3 再生利用量の種類別内訳(令和元年度)

産業廃棄物の減量化の状況について、図 2-2-4 に示す。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。 資料図 2-2-4 減量化量の種類別内訳(令和元年度) 産業廃棄物の最終処分の状況について、図 2-2-5 に示す。



- 注1) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- 注 2) 廃棄物の種類は排出時の区分によるものとする。

資料図 2-2-5 最終処分量の種類別内訳(令和元年度)